

第4編 風水害等災害対策編

第4編 風水害等災害対策編

第1章

第1節	風水害等に強い町土づくり	1
第1.	風水害防災対策の整備	1
第2.	高潮、波浪等災害予防対策	2
第3.	土砂災害予防対策	3
第4.	土砂災害防止法に基づく被害防止対策	6
第5	風雪害予防対策	9
第6	農林水産業災害予防対策	9
第2節	都市の防災対策	10
第1.	目的	10
第2.	土地区画整理事業の推進	10
第3.	都市公園施設等整備の推進	10
第3節	建築物等の予防対策	11
第1.	目的	11
第2.	防災事業の施行	11
第4節	ライフライン施設等の予防対策	13
第1.	目的	13
第2.	水道施設	13
第3.	下水道施設	14
第4.	電力施設	15
第5.	ガス施設	15
第6.	電信・電話施設	17
第5節	情報通信連絡網の整備	19
第1.	目的	19
第2.	町における災害通信網の整備	19
第3.	防災関係機関における災害通信網の整備	20
第6節	職員の配備体制	21
第1.	目的	21
第2.	町の配備体制	21

第3.	防災関係機関等の配備体制	21
第4.	町議会との相互協力	21
第5.	人材確保対策	22
第6.	応急活動のためのマニュアル作成	22
第7.	業務継続計画(ＢＣＰ)	22
第7節	防災拠点等の整備	23
第1.	目的	23
第2.	防災拠点の整備	23
第3.	ヘリポートの整備	23
第4.	防災用資機材等の整備	24
第8節	相互応援体制の整備	25
第1.	目的	25
第2.	相互応援体制の整備	25
第3.	町の相互応援協定	25
第4.	県による町への応援	26
第5.	非常時連絡体制の確保	26
第6.	資機材及び施設等の相互利用	26
第7.	救援活動拠点の確保	26
第8.	関係団体との連携強化	26
第9節	医療救護体制の整備	27
第1.	目的	27
第2.	医療救護活動体制	27
第3.	搬送体制の確立	28
第4.	心のケアへの対応	28
第5.	広域医療体制の整備	28
第6.	医薬品、医療資機材の整備	28
第10節	緊急輸送体制の整備	29
第1.	目的	29
第2.	緊急輸送道路の確保	29
第3.	緊急輸送体制	30
第11節	避難対策	31
第1.	目的	31
第2.	避難勧告等の類型	31

第3.	避難誘導体制	32
第4.	避難場所の確保	32
第5.	避難路の確保	34
第6.	避難路等の整備	34
第7.	避難誘導体制の整備	34
第8.	避難行動要支援者の支援方策	35
第9.	教育機関における対応	35
第10.	避難計画の整備	35
第11.	避難時に困難が生じると予想される者への対応	35
第12.	避難に関する広報	35
第13.	応急仮設住宅対策	35
第12節	避難収容対策	36
第13節	食料・飲料水及び生活物資の確保	36
第14節	廃棄物対策	37
第15節	ボランティアの受入れ	38
第1.	目的	38
第2.	ボランティアの役割	38
第3.	災害ボランティア活動の環境整備	38
第4.	本町の主なボランティア団体	38
第5.	専門ボランティアの登録	39
第6.	一般ボランティアの受入れ体制	39
第16節	要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	40
第17節	防災訓練の実施	40
第18節	防災知識の普及	41
第1.	目的	41
第2.	防災知識の普及、徹底	41
第3.	学校等教育機関における防災教育	44
第4.	住民の取り組み	45
第5.	防災指導員の育成	45
第6.	災害教訓の伝承	45
第19節	地域における防災体制	46
第1.	目的	46
第2.	地域における自主防災組織の果たすべき役割	46

第3.	自主防災組織の育成・指導	46
第4.	自主防災組織の活動	46
第20節	企業等の防災対策の推進	48
第1.	目的	48
第2.	企業等の役割	48
第3.	企業等の防災組織	48
第4.	事業継続計画策定の推進	49
第21節	災害種別毎予防対策	50
第1.	火災予防対策	50
第2.	危険物等災害予防対策	54
第3.	海上災害予防対策	55
第4.	航空災害予防対策	56
第5.	道路災害予防対策	56
第6.	竜巻等突風対策計画	58
第2章	災害応急対策	59
第1節	防災気象情報の伝達	59
第1.	目的	59
第2.	防災気象情報	59
第3.	警報等の伝達	67
第4.	異常現象の発見者の通報と措置	67
第2節	防災活動体制	68
第1.	目的	68
第2.	町の活動	68
第3.	動員計画	69
第4.	災害対策本部	70
第5.	災害警戒本部	71
第6.	初動体制職員	71
第7.	留意事項	72
第8.	自衛隊の派遣要請	72
第9.	警察の活動	72
第10.	消防機関等の活動	72
第11.	防災関係機関の活動	72

第1.2. 関係機関等との連携	72
第3節 警戒活動	73
第1. 目的	73
第2. 警戒体制	73
第3. 水防活動	73
第4. 土砂災害警戒活動	74
第5. ライフライン、交通等警戒活動	74
第4節 避難・誘導対策	75
第1. 目的	75
第2. 避難準備・高齢者等避難開始	75
第3. 避難の勧告又は指示	76
第4. 避難の勧告又は指示の内容及び周知	78
第5. 避難誘導	79
第6. 避難所の開設及び運営	80
第7. 避難長期化への対処	81
第8. 帰宅困難者対策	81
第9. 浸水想定区域内の避難行動要支援者関連施設等の災害応急対策	82
第10. 在宅避難者への支援	83
第11. 学校・社会福祉施設等における避難対策	83
第12. 避難所以外への避難者の誘導	83
第5節 災害情報の収集・伝達体制	84
第1. 目的	84
第2. 災害情報	84
第3. 災害情報収集・伝達体制	85
第6節 通信・放送施設の確保	86
第1. 目的	86
第2. 県、町防災行政無線	86
第3. 消防無線通信施設	86
第4. 災害時の通信連絡	87
第5. 放送要請	87
第6. 郵便関係の措置	87
第7節 災害広報活動	88
第8節 災害救助法の適用	88

第9節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	89
第10節	相談活動	89
第11節	相互応援活動	90
第12節	海外からの支援の受入れ	90
第13節	自衛隊の災害派遣	91
第14節	救急・救助活動	91
第15節	医療救護活動	92
第16節	交通・輸送活動	92
第17節	ヘリコプターの活動	93
第18節	公共土木施設等の応急復旧	93
第19節	応急仮設住宅等の確保	94
第20節	ボランティア活動	94
第21節	要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	95
第22節	愛玩動物の収容対策	95
第23節	防疫・保健衛生活動	96
第24節	遺体等の搜索・処理・埋葬	96
第25節	社会秩序の維持活動	97
第26節	廃棄物処理活動及び障害物の除去	97
第27節	教育活動	98
第28節	ライフライン施設等の応急復旧	98
第29節	防災資機材及び労働力の確保	99
第30節	農林水産業の応急対策	99
第31節	応急公用負担等の実施	100
第32節	災害種別毎応急対策	101
第1.	目的	101
第2.	火災応急対策	101
第3.	危険物等災害応急対策	106
第4.	海上災害応急対策	110
第5.	航空災害応急対策	113
第6.	道路災害応急対策	114
第7.	竜巻等突風災害応急対策	114
第3章	災害復旧・復興対策	115

第1節	災害復旧・復興計画	115
第2節	生活再建支援	115
第3節	住宅復旧支援	116
第4節	産業復興の支援	116
第5節	都市基盤の復興対策	116
第6節	義援金の受入れ、配分	117
第7節	激甚災害の指定	117

第1章 災害予防対策

第1節 風水害等に強い町土づくり

主管部署	総務課、建設課
関係部署	宮城県仙台土木事務所、宮城県仙台塩釜港湾事務所

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 風水害防災対策の整備	○		
● 水防器具、資材の整備	○		
● 風速・雨量情報の収集、情報等の提供	○		
● 訓練、研修等による水防団（消防団）の育成・強化	○		
● 潮位観測体制の確立	○		
● 防潮堤等、海岸、漁港施設の整備の促進	○		
● 高潮対策	○		
● 土砂災害危険箇所の公表	○		
● 急傾斜地崩壊防止事業の推進	○		
● 国等への治山対策の要請	○		
● 土砂災害防止法に基づく被害防止対策の実施	○		
● 警戒避難体制の整備	○		
● 災害危険箇所のデータベース化	○		
● 土砂災害警戒情報の地域住民への周知	○		
● 総合的な雪に強いまちづくりの推進	○		
● 農地、農業用施設の災害の防止	○		
● 集落の安全確保	○		

第1. 風水害防災対策の整備

1. 目的

本町は、三方を海に面した起伏ある地形で、河川もないことから水害の少ない町であるが、沿岸部の底地帯に集中している住宅地が多い現状で、豪雨等による大量の雨水により、これら沿岸部住宅地の一時的な浸水被害が懸念される。

これらの水害等の軽減を図るため、排水路等の整備促進を図ると共に、風水害防災体制並びに情報伝達体制の強化により、風水害予防対策を推進する。

① 水防管理団体の責務

水防管理団体（町）は、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

2. 水防活動体制の整備

（1）町水防体制の整備

水防管理者（町長）は、水防組織（消防団）の育成強化を図り、水防体制の強化を図る。

（2）資機材等の整備・充実

水防管理団体（町）は、過去の災害の状況等を勘案して、地域の実情に即応した水防資器材の整備・充実に努める。

（3）観測・伝達体制の強化

町は、防災情報提供システム（気象台）や宮城県総合防災情報システム（MIDORI）を通じて、常時、風速・雨量等の気象情報の収集に努める。また、異常気象時には、町防災行政無線等を利用して、住民に対して情報提供等を行う。

3. 訓練、研修等による水防団（消防団）の育成・強化

- 町は、平常時から水防組織（消防団）に対する訓練等を実施し、育成・強化に努める。
- 町は、水防設備（水門・門扉等・排水路）の管理運用操作について、関係機関との連携を密にし、常にその実情を把握し、水防体制の強化に努める。

第2. 高潮、波浪等災害予防対策

1. 目的

高潮、津波等の災害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他対策に係る計画を定める。

2. 災害の予防対策

（1）潮位観測体制の確立

仙台管区気象台から「宮城県」沿岸部に対し津波予警報が発令され、又は海面に異常を認めた場合の沿岸住民に対する広報、避難誘導の措置が適切に講ぜられるよう潮位観測体制の確立を図る。

① 潮位観測システム

塩釜地区消防事務組合消防本部の監視装置を活用し、潮位データの収集を行うものとし、当消防本部との連絡を密にし、潮位の監視体制を強化する。

②潮位観測装置～超音波式潮位観測装置 七ヶ浜町花渕浜小浜

潮位の異常変化によって、災害発生が懸念される場合は、沿岸住民への広報伝達・避難の指示等の措置を講じるとともに関係機関に通報するものとする。

さらに、沿岸住民に対し地震を感じた場合は海面状態に留意するなど自衛措置をとるよう指導する。

(2) 防災施設の未整備地区に対する措置

防潮堤等、海岸、漁港施設の整備を促進するとともに、予警報発表時における消防団等の警戒巡回を徹底するなど、水防活動により災害の拡大防止に努めるものとする。

第3. 土砂災害予防対策

1. 目的

町及び防災関係機関は、大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、住民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

2. 土砂災害危険箇所の公表

町は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、広報紙、チラシ等の配布、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等に関しては県が調査を行い、必要な箇所の地域指定を実施するとともに関係者に周知徹底を図る。

(1) 現況

町内の土砂災害特別警戒区域指定箇所は、7箇所となっている。

自然現象の種類	溪流又は箇所名	所在地
土石流	白坂沢	花渕浜字白坂
急傾斜地の崩壊	古館	花渕浜字古館、字寺坂
急傾斜地の崩壊	天神堂	花渕浜字天神堂
急傾斜地の崩壊	後田	松ヶ浜字浜屋敷、字洞坂
急傾斜地の崩壊	汐見台の2	汐見台三丁目
急傾斜地の崩壊	坂口	松ヶ浜字謡
急傾斜地の崩壊	後田2	松ヶ浜字後田、字浜屋敷、字西沢田

(資料：土砂災害警戒区域指定箇所・宮城県公式ウェブサイト 平成29年2月)

3. 急傾斜地崩壊対策事業の推進

(1) 現況

町内の急傾斜地崩壊危険箇所は 22 箇所となっている。

《急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面1）》

箇所名	位置		地形			人家 戸数	公共的建物		公共施設		急傾斜地崩壊 危険区域の指定
	大字	小字	延長	傾斜度	高さ		種類	数	種類	数量	
舛形	湊浜	舛形	160	75	12	17	—	—	—	—	—
熊野	湊浜	熊野	70	52	8	11	神社	1	—	—	—
後田	松ヶ浜	後田	90	55	9	5	集会所	1	—	—	—
葦ヶ森	菖蒲田浜	葦ヶ森	530	78	10	61	—		町道	50	—
浜伊場	菖蒲田浜	浜伊場	75	43	6	7	—	—	—	—	—
牛ノ鼻木	菖蒲田浜	牛ノ鼻木	160	66	6	10	—	—	—	—	—
上ノ山の1	花渕浜	上ノ山	160	90	20	12	郵便局	1	県道	60	急 82/05/18 625
上ノ山の2	花渕浜	上ノ山	250	80	10	15	旅館	1	町道	90	急 82/05/18 625
古館	花渕浜	古館	260	60	6	6	幼稚園 寺院	1 1	—	—	—
天神堂	花渕浜	天神堂	85	46	5	8	—	—	—	—	—
清水の1	代ヶ崎浜	西八ヶ森	300	70	20	18	公民館 消防ポンプ 車置場 漁協支所	1 1 1	町道	200	82/05/18 626
清水の2	代ヶ崎浜	清水	360	52	23	36	—	—	町道	500	急 86/03/14 298
土浜の1	代ヶ崎浜	土浜	110	70	10	5	—	—	町道	60	—
影田の1	代ヶ崎浜	影田	80	83	12	6	—	—	—	—	—
影田の2	代ヶ崎浜	影田	80	83	12	6	—	—	—	—	—
小友	東宮浜	小友	138	48	14	9	—	—	町道	60	急 94/03/25 295
鶴ヶ湊	東宮浜	鶴ヶ湊	90	75	9	10	—	—	町道	90	—
東宮浜	東宮浜	上ノ台	120	70	6	6	—	—	—	—	—
鶴ヶ湊の2	東宮浜	丑山	152	60	18	8	—	—	—	—	—
要害の3	東宮浜	要害	135	65	8	9	—	—	—	—	—
要害	東宮浜	要害	113	55	7	6	—	—	町道	100	94/03/25 295
要害の2	東宮浜	左道	300	70	10	8	—	—	—	—	—

(資料：仙台土木事務所・急傾斜地崩壊危険箇所調査調書 平成17年3月)

(2) 国・県への協力

急傾斜地崩壊危険箇所のうち緊急に対処すべき箇所については、急傾斜地崩壊危険区域の指定を受け、県において防止事業を推進しており、町はこれらの事業の促進を要請するとともに、必要に応じて協力する。

(3) 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

がけ崩れ等による災害を未然に防止するため隨時実態調査を行い、危険箇所を的確に把握するほか、梅雨期及び台風期前の危険期は関係機関と協力して急傾斜地崩壊危険区域を重点的に観察するほか、長雨、豪雨等が予想される場合は危険箇所を関係機関と協力し隨時パトロールを実施する。

(4) 所有者等に対する防災措置の指導

町は、実態調査の結果、被害が予想される地区においては必要に応じ、その所有者、管理者等及び占有者に対し、排水施設、擁壁、土留め工事等防災上の措置を施すよう指導する。

また、当該地域の住民に対しても、平常時から災害の危険性について周知を図り、あらかじめ注意を喚起する。

(5) 防災知識の周知徹底

町は、がけ崩れの特殊性を考慮し、危険箇所周辺の住民に対する予防、応急対策等に関する知識の向上を図る。

①説明会等による普及	● 危険箇所周辺の住民を対象として随时説明会を開催し、がけ崩れの予防、応急対策、避難対策についての周知徹底を図る。関係各機関との連絡会議等を随时開催し、万全を期するよう徹底を図る。
②広報等による普及	● 広報紙に予防応急対策の心構え、準備事項等を掲載するほか、チラシの回覧、ポスター掲示等により危険区域内への周知を図る。
③巡回による普及	● 随時、広報車により危険区域内を巡視し、がけ崩れの災害の危険性等について広報を行う。
④避難訓練等による普及	● 避難方法、対策について地域住民を対象とした訓練を随时実施する。

(6) 危険箇所の災害防止工事

町は、がけ崩れのおそれがあると判断された場合は、地域住民の協力と防災関係者の指導を得て、応急処理を実施するとともに、災害防止について国、県の指導を受ける。

また、これらの箇所へは、危険表示板を設置し、周知を図り、原則として管理者若しくは土地所有者が国、県の指導に基づき対策工事を行う。

4. 治山対策

(1) 現況

町内の山腹崩壊危険地区は2箇所となっている。

《山腹崩壊危険地区》

地区名	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	道路の種類	道路の数量	危険地区面積	傾斜の平均	進捗状況	保安林等	調査年
代ヶ崎浜字八ヶ森	91	—	—	県道市町村道	1,700	2	31.7	一部概成	有	S61
東宮浜字鶴ヶ湊	5	漁港施設	1	市町村道	100	1	40.5	無	有	H21

(資料：仙台地方振興事務所・山腹崩壊危険地区 平成20年10月)

(2) 治山対策

山地に起因する災害から住民の人命・財産の保全を図り、暮らしの安全性を確保するため、国及び県が行う土留め工事、落石防止策などの地産施設の設置や保安林の有する落石防止などの防災機能を維持、強化させるため山林の整備等の対策工事の促進を要請するとともに、必要に応じて協力する。

第4. 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害（がけ崩れ・地すべり・土石流）から住民の生命、身体及び財産を守るために、町は県と連携し、土砂災害防止法に基づき、次の対策を実施する。

1. 土砂災害警戒区域等の指定

町は、県が土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）」として指定するにあたり、県に対して必要な情報提供を行う。

なお、現在は特別警戒区域7箇所が指定されている。

(1) 土砂災害特別警戒区域

警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、県は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。次のような措置を実施するにあたり、町は県に対して必要な情報提供を行う。

- 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 勧告による移転者への融資、資金の確保等

2. 予防対策

(1) 所有者等に対する指導

地すべり、山崩れ、がけ崩れによる危険箇所の所有者、管理者又は占有者に対して、その維持管理に努めるよう要請するとともに、災害の防止のため必要があると認められるときは、擁壁、排水施設の設置その他必要な措置をとるよう指導を行う。

(2) 崩壊防止工事の促進

民有地であっても、一定の条件を具備する場合は、地すべり等防止法等の規定により国等の負担で崩壊防止工事が実施できるので、同工事の促進を図るように努める。

3. 警戒体制をとる場合の基準雨量

災害が発生するおそれがあるときは、県及び気象台と密接に連携をとるとともに、宮城県総合防災情報システム（M I D O R I）を活用し警戒体制を整える。降雨により災害が発生するおそれがある場合は、雨量を観測し、概ね次の基準雨量に基づき警戒体制につく。

《警戒体制をとる場合の基準雨量》

体 制	前日までの連続雨量が 100 mm以上あった場合	前日までの連続雨量が 40～100 mmあった場合	前日までの雨量がない場合
第1 警戒体制	当日の日雨量が 50 mmを超えたとき	当日の日雨量が 80 mmを超えたとき	当日の日雨量が 100 mmを超えたとき
第2 警戒体制	当日の日雨量が 50 mmを超え、時雨量 30 mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 80 mmを超え、時雨量 30 mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 100 mmを超え、時雨量 30 mm程度の強雨が降り始めたとき

4. 警戒区域等における警戒避難体制の整備

(1) 警戒避難体制の整備

①調査・パトロールの実施

町は、県及び消防機関等の関係機関と連携して、災害危険箇所の調査や防災パトロールを実施し、その実態把握や対策について協議、検討を行う。

②警戒避難体制の整備

知事により指定を受けた警戒区域については、その区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

③警戒体制の内容

上記の「警戒体制をとる場合の基準雨量」に基づき、それぞれの警戒体制の雨量に達したときは、以下の警戒体制をとるものとする。

第1 警戒体制	危険区域の警戒巡視及び周辺住民に対する広報などを行う。
---------	-----------------------------

第2警戒体制	危険区域周辺住民に対し避難準備の広報を行うとともに、必要に応じ予想される災害及びとるべき措置についての警告、事前措置、避難の勧告、指示の処置を行う。降雨、降雪、融雪などにより異常が生じた場合、あるいは地すべりなどの自然発生のおそれが生じた場合は、町長が必要と認めたときに警戒体制につく。
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 災害危険箇所のデータベース化

町は、災害危険箇所の調査結果や防災パトロールによる実態把握、対策の実施状況等の情報のデータベース化を図り、関係機関が共有することにより、災害時の迅速な対応体制づくりを図る。

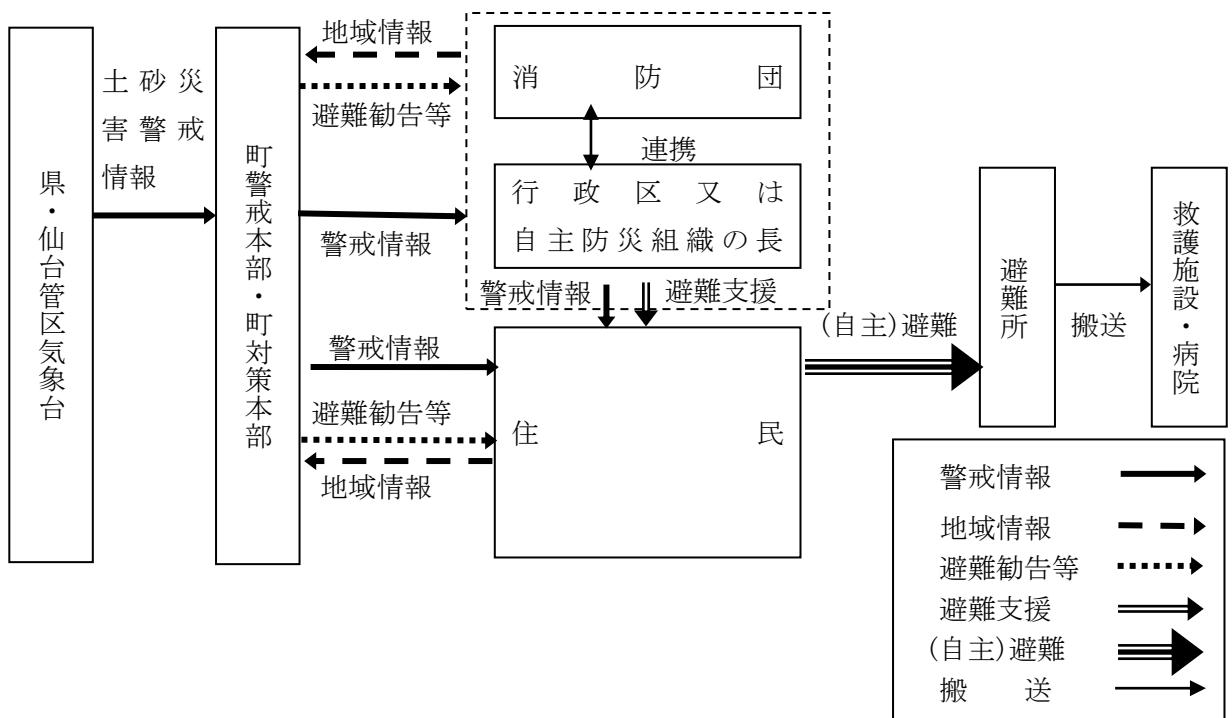
(3) 地域住民への周知

町及び消防機関は、土砂災害警戒情報の伝達方法、避難所に関する事項等、警戒区域における円滑な避難を行うために必要な事項について地域住民に周知を行う。

(4) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨等により土砂災害が発生するおそれのあるときに、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考とするための、宮城県と仙台管区気象台が共同して発表する防災情報である。町は、防災情報提供システム（気象台）や宮城県総合防災情報システム（M I D O R I ）からの提供により、速やかな避難対策に活用するものとする。

《警戒区域における情報収集及び伝達・避難体制の体系》



第5. 風雪害予防対策

風雪に伴う道路交通障害等を未然に防ぐため、県、町及び防災関係機関は、除雪体制の強化を図り、総合的な雪に強いまちづくりを推進し、積雪期の被害の軽減を図る。

道路管理者は、豪雪害時における道路交通の確保を図るために必要な除雪資機材の整備を図り、除雪活動を円滑に実施する。

第6. 農林水産業災害予防対策

1. 防災措置等

(1) 農地、農業用施設の災害の防止

町は、洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業用施設等を守るため、防災ため池等の整備を進めるほか、洪水防止などの農業の有する多面的機能を適切に發揮するため、農業用排水施設の整備、更新・補修、老朽ため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、新たな土地改良長期計画等に則し総合的に農地防災事業を推進し、災害発生の未然防止を図る。また、既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫または嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

(2) 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点となる農道、農業集落道及び農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、整備を推進する。

①避難路や避難地等の確保

緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備

②避難地用地整備

被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備

③集落防災設備整備

老朽のため池の改修、地すべり工、土留工、雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備

④公共施設補強整備

防災上補強が必要な既存の橋りょう等の公共施設の整備

⑤災害情報の伝達施設の確保

情報基盤施設整備…住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うために必要な町防災行政無線等の整備

第2節 都市の防災対策

主管部署 建設課、復興推進課、復興整備課

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 土地区画整理事業による市街地の整備	○		
● 都市公園等の整備促進及び配置とネットワーク化	○		
● 基幹公園の備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の整備	○		

第1. 目的

町は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により、都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

第2. 土地区画整理事業の推進

詳細については、
地震災害対策編 P.13 第1章 災害予防対策 第5節 都市の防災対策
「第2 土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等の推進」を準用する。

第3. 都市公園施設等整備の推進

詳細については、
地震災害対策編 P.13 第1章 災害予防対策 第5節 都市の防災対策
「第3 都市公園施設等整備の推進」を準用する。

第3節 建築物等の予防対策

主管部署	総務課、建設課、財政課、健康増進課、地域福祉課、教育総務課
関係部署	宮城県危機対策課、仙台土木事務所

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 浸水経路や浸水形態の把握	○		
● がけ地近接等危険住宅移転事業の推進	○		
● 特殊建築物、建築設計の防災対策	○		
● 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策	○		

第1. 目的

災害による建築物等の被害を防止するため、必要な事業対策に関し、定めるものとする。

第2. 防災事業の施行

1. 浸水等風水害対策

町及び施設管理者は、学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。

町及び県は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

2. がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊及び土石流により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅を安全な場所に移転することにより災害を未然に防止する。

3. 特殊建築物、建築設計の防災対策

特定行政庁（県）は、町内に新築、増改築される一定規模以上の建築物に対して建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と防災診断、改修の促進を図る。

4. 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策

詳細については、

地震災害対策編 P.16 第1章 災害予防対策 第6節 建築物等の耐震化対策
「第4 特殊建築物・建築設備等の維持保全対策」を準用する。

5. 建築物の不燃化促進対策

災害に強いまちづくりの一環として、個々の建築物及びその集合体である都市の不燃化を進める必要があることから、日本政策投資銀行や住宅金融支援機構等の融資制度等の利用促進を図ることで不燃化を促進する。

第4節 ライフライン施設等の予防対策

主管部署	総務課、水道事業所
関係部署	東日本電信電話(株)宮城事業部、東北電力(株)塩釜営業所、塩釜ガス(株)、中南部下水道事務所、仙南仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 水道施設の予防対策	○		○
● 下水道施設の予防対策	○		○
● 水道用水供給施設の予防対策	○		○
● 電力施設の予防対策	○		○
● ガス施設の予防対策	○		○
● 電信・電話施設の予防対策	○		○

第1. 目的

大規模な災害の発生により住民生活に直結する上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく、住民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるための防止対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化等を進めるなど、大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施するものとする。

第2. 水道施設

1. 水道施設の安全性強化等

- 水道事業者は、災害時において、断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、送水管・配水地・配水管などの基幹施設、並びに、避難所・医療機関等の重要施設に配水する管路の安全性を確保するため、地盤の状況・把握、過去の被害状況を考慮し、施設の新設、改善等を計画的に整備する。
- 水道事業者は、水道施設のバックアップ機能として、受水の複数化、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業者間の連絡体制整備を推進する。

2. 復旧用資機材の確保

詳細については、

地震災害対策編 P.18 第1章 災害予防対策 第7節 ライフライン施設等の予防対策 第2 水道施設 「2. 復旧用資機材の確保」を準用する。

3. 管路図等の整備

詳細については、

地震災害対策編 P.18 第1章 災害予防対策 第7節 ライフライン施設等の予防対策 第2 水道施設 「3. 管路図等の整備」を準用する。

4. 危機管理体制の確立

詳細については、

地震災害対策編 P.18 第1章 災害予防対策 第7節 ライフライン施設等の予防対策 第2 水道施設 「4. 危機管理体制の確立」を準用する。

第3. 下水道施設

町は、下水道施設が重要な生活関連施設であることを踏まえ、浸水被害の軽減、下水道施設の整備点検及び安全性の向上に努めるとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努めるものとする。

1. 下水道施設計画

町は、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良、更新を計画的に進めるとともに住民への広報を徹底し、安全性の向上に努める。

2. 下水道施設維持管理

詳細については、

地震災害対策編 P.19 第1章 災害予防対策 第7節 ライフライン施設等の予防対策 第3 下水道施設 「2. 下水道施設維持管理」を準用する。

3. 下水道防災体制

詳細については、

地震災害対策編 P.20 第1章 災害予防対策 第7節 ライフライン施設等の予防対策 第3 下水道施設 「3. 下水道防災体制」を準用する。

第4. 電力施設

災害時においても電力の供給は重要であり、東北電力㈱塩釜営業所に対しても、災害対策の充実を要望するものとする。

1. 水害対策

土砂崩れ、洗堀などが発生するおそれのある箇所の架空送電線路はルート変更や擁壁強化等を実施する。また、地中送電線はケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

浸・冠水のおそれのある変電所は、建物の嵩上げ、出入口の角落とし、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器の嵩上げを実施する。

2. 塩害対策

塩害の著しい地域の発電・変電設備には活線がいし洗浄装置を設置し、台風期の前後にがいしの水洗いを行い、送電・配電設備には耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用するとともに、必要に応じてがいしの清掃を実施する。

3. 配電設備

架空電線路については、電気設備の技術基準に基づき、設計を行う。地中電線路については、可倒性のある継手や管路を採用するなど安全性確保のための設計を行う。

4. 危機管理体制の確立

災害時の応急対策を迅速に行えるよう、組織体制、連絡体制、応急復旧工事などの体制を確立する。また、役場・消防署・地区自主防災組織等との連絡体制を整備し、各地区避難所などの停電状況等を把握できるような体制を整える。

第5. ガス施設

1. 液化石油ガス

- ①液化石油ガス販売業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。
- ・ 消費者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S型メータ一等）の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進
 - ・ 安全性の確認（チェーン止め等による転倒・転落防止状況の把握）と向上（ガス放出防止措置等の設置）
 - ・ 各施設の定期点検等（特に埋設管や地下ピット）の着実な実施と、基準不

適合設備の解消

- ・ 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）
- ②（社）宮城県エルピーガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。
- ③消防機関は、液化石油ガス販売事業者等と協力して、液化石油ガス使用施設の点検を実施するとともに、基準不適合施設の解消を図る。
- ④液化石油ガス事業者及び消防、警察、その他関係機関は、液化石油ガス漏れ等の事故に対処するため、通報連絡体制、出動体制、液化石油ガスの緊急遮断及び再開、警戒区域の設定、住民の避難等について協議し定めておく。
- ⑤液化石油ガス販売事業者は、保安要員の確保、教育の徹底を図るとともに、液化石油ガス漏れ事故発生時における初動体制について消防機関と事前に十分打ち合わせを行い、非常体制を確立する。

2. 都市ガス

（1）ガス事業法等に基づく対応

ガス事業者は、「ガス事業法」等に基づき、災害によって被災した家屋等においても、都市ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から使用者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

- 使用者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、マイコンメーター等）の設置
- 安全性の向上（ガス導管の地区分割、緊急操作設備の充実等）
- 各設備の定期点検等の着実な実施と、基準不適合設備の解消
- 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）

（2）初動体制の確立

ガス事業者等は、保安要員の確保、教育の徹底を図るとともに、ガス漏れ事故発生時における初動体制について、消防機関と事前に十分打ち合わせを行い、非常体制を確立する。また、非常用電源、緊急制御装置、消火設備等の点検及び整備を実施する。

（3）ガス使用設備の点検、整備の促進

消防機関は、ガス事業者等と協力してガス使用設備が設置されている防火対象物に対し、ガス使用設備の点検、整備を推進するよう指導する。

（4）保安教育の普及

町、国、県及び消防機関は、ガス事業者と協力し、ガス消費設備を有する事業所の管理者、ガス消費者、その他関係者に対し、ガスに関する知識、ガス防災訓練、ガス使用設備等の自主点検方法等に関する保安教育を実施するものとする。

第6. 電信・電話施設

1. 設備の災害予防

電気通信事業者等は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努めるものとする。

(1) 電気通信施設の防火・水防・雪対策

- 防火対策として、通信機械室内やとう道内で使用する材料の不燃化、火気使用の抑制や外部からの類焼・延焼防止、火災感知や消火設備の設置などの対策を実施する。
- 水防対策として、浸水を防止するための水防板、水防扉を設置する。また、浸水した水を排出や排水の逆流を防止する対策を実施する。
- 豪雪や寒冷地での、雪や凍結などによる引込線の切断やケーブル凍結による混線等を防止するために、保安器等の取付位置変更や不凍液の注入及び溜水防止工法を実施する。
- 停電の長期化に備え蓄電池・発動発電機・自動発停式エンジン等を設置する。
- 災害の発生に備え、平常時から点検及び整備を行う。

(2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成または2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

可搬無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図るものとする。

2. 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

3. 災害用復旧資機材の確保

七ヶ浜町地域防災計画
第4編 風水害等災害対策編

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図るものとする。

第5節 情報通信連絡網の整備

主管部署	総務課、政策課
関係部署	塩釜警察署、塩釜地区消防事務組合

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 町防災無線の整備拡充	○		
● 職員参集等防災システムの整備	○		
● 地域住民に対する通信手段の整備	○		
● 役場データのバックアップ体制	○		
● 消防機関における災害通信網の整備	○		
● 警察における災害通信網の整備	○		

第1. 目的

大規模な災害時には、NTT回線等通信回線の不通あるいはふくそうといった事態が予想されることから、町及び防災関係機関は、情報収集、伝達手段の複数化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期するものとする。

このため、町及び防災関係機関は、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

第2. 町における災害通信網の整備

1. 情報伝達ルートの多重化

詳細については、
地震災害対策編 P.29 第1章 災害予防対策 第10節 情報通信連絡網の整備 第2 町における災害通信網の整備 「1. 情報伝達ルートの多重化」を準用する。

2. 町防災無線の整備拡充

詳細については、
地震災害対策編 P.30 第1章 災害予防対策 第10節 情報通信連絡網の整備 第2 町における災害通信網の整備 「2. 町防災行政無線の整備拡充」を準用する。

3. 職員参集等防災システムの整備

災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した総合防災情報システム（M I D O R I）等の利用を検討するとともに、町職員が緊急的に自主参集できる体制の構築を図るとともに、発災初動期における情報収集連絡体制の確立に努める。

4. 地域住民に対する通信手段の整備

詳細については、

地震災害対策編 P.32 第1章 災害予防対策 第10節 情報通信連絡網の整備 第2 町における災害通信網の整備 「4. 地域住民等に対する通信手段の整備」を準用する。

5. 孤立想定地域の通信手段の確保

詳細については、

地震災害対策編 P.32 第1章 災害予防対策 第10節 情報通信連絡網の整備 第2 町における災害通信網の整備 「5. 孤立想定地域の通信手段の確保」を準用する。

6. 非常用電源の確保

詳細については、

地震災害対策編 P.32 第1章 災害予防対策 第10節 情報通信連絡網の整備 第2 町における災害通信網の整備 「6. 非常用電源の確保」を準用する。

7. 大容量データ処理への対応

詳細については、

地震災害対策編 P.33 第1章 災害予防対策 第10節 情報通信連絡網の整備 第2 町における災害通信網の整備 「7. 大容量データ処理への対応」を準用する。

第3. 防災関係機関における災害通信網の整備

詳細については、

地震災害対策編 P.33 第1章 災害予防対策 第10節 情報通信連絡網の整備 「第3 防災関係機関における災害通信網の整備」を準用する。

第6節 職員の配備体制

主管部署 全課

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 町の配備体制の明確化	○			
● 職員収集手段等の検討	○			
● 防災関係機関等の配備体制の整備	○			
● 施設職員の緊急配備体制の整備	○			○

第1. 目的

災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、町及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期するものとする。このため、平常時から各組織ごとの配備・動員計画を定めておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定める。

第2. 町の配備体制

詳細については、

地震災害対策編 P.26 第1章 災害予防対策 第9節 職員の配備体制
「第2 町の配備体制」を準用する。

第3. 防災関係機関等の配備体制

詳細については、

地震災害対策編 P.27 第1章 災害予防対策 第9節 職員の配備体制
「第3 防災関係機関等の配備体制」を準用する。

第4. 町議会との相互協力

詳細については、

地震災害対策編 P.27 第1章 災害予防対策 第9節 職員の配備体制
「第4 町議会との相互協力」を準用する。

第5. 人材確保対策

詳細については、

地震災害対策編 P.27 第1章 災害予防対策 第9節 職員の配備体制
「第5 人材確保対策」を準用する。

第6. 応急活動のためのマニュアル作成

詳細については、

地震災害対策編 P.27 第1章 災害予防対策 第9節 職員の配備体制
「第6 応急活動のためのマニュアル作成」を準用する。

第7. 業務継続計画(BCP)

詳細については、

地震災害対策編 P.27 第1章 災害予防対策 第9節 職員の配備体制
「第7 業務継続計画(BCP)」を準用する。

第7節 防災拠点等の整備

主管部署	総務課
関係部署	関連各課

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 救援活動拠点の確保	○		
● 防災活動拠点の整備充実	○		
● 防災ヘリポートの整備	○		
● 防災用資機材の整備充実	○		
● 水防用資機材の充実強化	○		
● 防災特殊車両等の整備拡充	○		
● 関係機関、団体等との連携体制の充実	○		○

第1. 目的

災害時における防災対策を推進する上で重要な避難地、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、整備・拡充を図るとともに、防災拠点施設等の浸水防止機能確保に努める。

また、災害時に必要となる防災物資、資機材等の整備については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図る。

第2. 防災拠点の整備

詳細については、

地震災害対策編 P. 35 第1章 災害予防対策 第11節 防災拠点等の整備
「第2 防災拠点の整備」を準用する。

第3. ヘリポートの整備

詳細については、

地震災害対策編 P. 36 第1章 災害予防対策 第11節 防災拠点等の整備
「第4 ヘリポートの整備」を準用する。

第4. 防災用資機材等の整備

詳細については、

地震災害対策編 P.37 第1章 災害予防対策 第11節 防災拠点等の整備
「第5 防災用資機材等の整備」を準用する。

第8節 相互応援体制の整備

主管部署	総務課、政策課
関係部署	塩釜地区消防事務組合、塩釜医師会

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害時の相互応援体制の整備	○		
● 協定締結市町村間での平常時における訓練の実施	○		
● 協定締結市町村間での災害時の部隊の応援等に係る情報交換	○		

第1. 目的

大規模な災害時には、その業務量と時間的制約等により、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するにあたって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、他の地方公共団体との広域的相互応援体制の整備・充実を図るものとする。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

第2. 相互応援体制の整備

詳細については、

地震災害対策編 P.38 第1章 災害予防対策 第12節 相互応援体制の整備
「第2 相互応援体制の整備」を準用する。

第3. 町の相互応援協定

詳細については、

地震災害対策編 P.39 第1章 災害予防対策 第12節 相互応援体制の整備
「第3 町の相互応援協定」を準用する。

第4. 県による町への応援

詳細については、

地震災害対策編 P.40 第1章 災害予防対策 第12節 相互応援体制の整備
「第4 県による町への応援」を準用する。

第5. 非常時連絡体制の確保

詳細については、

地震災害対策編 P.40 第1章 災害予防対策 第12節 相互応援体制の整備
「第5 非常時連絡体制の確保」を準用する。

第6. 資機材及び施設等の相互利用

詳細については、

地震災害対策編 P.40 第1章 災害予防対策 第12節 相互応援体制の整備
「第6 資機材及び施設等の相互利用」を準用する。

第7. 救援活動拠点の確保

詳細については、

地震災害対策編 P.40 第1章 災害予防対策 第12節 相互応援体制の整備
「第7 救援活動拠点の確保」を準用する。

第8. 関係団体との連携強化

詳細については、

地震災害対策編 P.41 第1章 災害予防対策 第12節 相互応援体制の整備
「第8 関係団体との連携強化」を準用する。

第9節 医療救護体制の整備

主管部署	総務課、健康増進課
関係部署	塩釜医師会

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 医療救護活動体制の整備	○		
● 住民による医療活動	○	○	
● 災害拠点病院との連携体制の整備	○		
● 搬送体制の確立	○		
● 心のケアへの対応	○		○
● 広域医療体制の整備	○		
● 医薬品、医療資機材の整備	○		○

第1. 目的

大規模な災害時には、同時に多数の人が出ることが予想され、また、交通機関、通信網の混乱等により迅速な医療救護活動ができなくなるおそれがある。

このため、町は、災害発生時の対応について医薬品等の備蓄も含めて検討、整備するものとする。

第2. 医療救護活動体制

1. 町の措置

町は、災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、医療機関及び塩釜医師会等と調整を図り、医療救護活動体制の整備に努める。

- 救護所を設定する場所の指定及び整備をするとともに、住民への周知徹底を図る。設置場所は、原則として避難所とする。
- 塩釜医師会と医療救護に関する協力体制を整えておく。
- 県、塩釜地区消防事務組合消防本部及び医療機関と連携して、救急法、家庭看護知識の普及に努める。

2. 住民の措置

住民は、災害時の緊急を要する医療活動が円滑に行われるよう、応急手当等の習熟に努める。

- 軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医療品を備蓄する。
- 県、町、塩釜地区消防事務組合消防本部及び日本赤十字社宮城県支部並びに医療機関が実施する応急手当等の講習を受け、技術の習得に努める。
- 慢性疾患等のための常備薬については、その薬名を記録する。

3. 県との連携

重篤患者など町内の医療機関で対応できない場合に備えて、県により整備されている災害拠点病院との連携体制を整える。

なお、災害拠点病院については、地震災害対策編 P.150 「第2章 第6節 医療救護活動」に記載している。

第3. 搬送体制の確立

詳細については、

地震災害対策編 P.48 第1章 災害予防対策 第14節 医療救護体制の整備
「第4 搬送体制の確立」を準用する。

第4. 心のケアへの対応

詳細については、

地震災害対策編 P.48 第1章 災害予防対策 第14節 医療救護体制の整備
「第5 心のケアへの対応」を準用する。

第5. 広域医療体制の整備

県は、広域医療体制の整備として基幹災害医療センターを1箇所、長町一利府活断層地震を想定し、仙台を中心とする地区を5つのエリアに区分し、それぞれに地域災害医療センターを位置づけている。

町においては、災害時に医療救護所で対応できない負傷者を搬送し、入院治療等の医療救護を行う病院を災害支援病院として位置づける。

第6. 医薬品、医療資機材の整備

町は、医薬品、医療資機材等を確保するため、町内の販売業者または塩釜薬剤師会との協力体制を整備する。

また、災害時の医療救護実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合、町は県の災害対策本部に対し、医薬品の供給要請を行い、医薬品卸会社から調達する。

【《町内医療機関一覧表》《町内医薬品販売業者一覧表》に関しては、
資料編 資料4-2、4-3を参照】

第10節 緊急輸送体制の整備

主管部署	総務課、建設課
関係部署	塩釜警察署、各道路管理者等

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備	○		
● 緊急輸送道路の整備	○	○	
● 緊急通行車両の緊急時における事務手続きの簡略化	○		
● 輸送体制の整備	○		○

第1. 目的

物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、関係機関はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておくものとする。

第2. 緊急輸送道路の確保

1. 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

詳細については、

地震災害対策編 P.42 第1章 災害予防対策 第13節 緊急輸送体制の整備
第2 緊急輸送道路の確保 「1. 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備」を準用する。

2. 緊急輸送道路の整備

詳細については、

地震災害対策編 P.43 第1章 災害予防対策 第13節 緊急輸送体制の整備
第2 緊急輸送道路の確保 「2. 緊急輸送道路の確保」を準用する。

第3. 緊急輸送体制

1. 緊急通行車両の確認手続き

詳細については、

地震災害対策編 P.43 第1章 災害予防対策 第13節 緊急輸送体制の整備
第4 緊急輸送体制 「1. 緊急通行車両の確認手続き」を準用する。

2. 輸送体制の整備

町は、緊急輸送に必要なトラックの調達について、県等各機関との連携体制を整備するとともに、必要に応じて(社)宮城県トラック協会等と協定を締結する。

なお、町所有車両並びに町所有以外の輸送力については、地震災害対策編 P.160 「第2章 第8節 交通・輸送活動」に記載している。

第11節 避難対策

主管部署	総務課、地域福祉課、町民課、健康増進課、生涯学習課、七ヶ浜国際村、教育総務課、建設課
関係部署	小中学校、社会福祉施設、各道路管理者

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 避難誘導体制の確立	○	○	
● 避難場所の確保	○		
● 避難所の確保	○		
● 避難路の確保	○		
● 避難計画の整備	○		○
● 避難時に困難が生じると予想される者への対応	○	○	○
● 防災マップの住民への作成・配付	○		
● 広報車、町防災行政無線等の整備推進	○		
● 応急仮設住宅対策	○		

第1. 目的

大規模な災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所、避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。

第2. 避難勧告等の類型

町は、住民に対して避難準備を呼びかけ、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する人に対して避難行動を開始することを求める「避難準備・高齢者等避難開始」を制度的に位置づけるとともに、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の意味合いや住民に求める行動について、事前に周知を求める。

《三類型の避難勧告等一覧》

種類	発令時の状況	住民に求める状況
避難準備・高齢者等避難開始	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示（緊急）	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

第3. 避難誘導体制

町は、避難勧告等について、水防管理者等の協力を得つつ、あらかじめ、避難勧告等の発令区域やタイミングを設定する。この際水害と土砂災害の氾濫、台風等による高潮と洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するための地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

また、町は消防団等と協議し、発災時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。

第4. 避難場所の確保

1. 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

町は、災害から管内の住民等が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民分館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害種別に応じてあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。

また、万が一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定

緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動をおこなうことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきこと。さらには、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても周知徹底に努める。

2. 公共用地の有効活用

町は、指定避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

3. 教育施設等を指定する場合の対応

町は、学校等教育施設を指定避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう連携を図る。

なお、必要に応じて、広域避難場所についても事前に検討する。

4. 交流拠点の指定避難場所への活用

町は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを指定避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるようにする。

5. 備蓄倉庫及び通信設備の確保

町は、指定避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。

6. 指定緊急避難場所の指定基準等

指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、高潮、大規模な火事、内水氾濫とする。

避難場所として指定する場合、高齢者、障害者、幼児、妊娠婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう行政区別に指定するものとし、指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。

《指定緊急避難場所の指定基準》

- 管理条件：災害が差し迫った状況や災害時において居住者が緊急時に避難し、身の安全を確保できるよう指定緊急避難場所が確実に開放される管理体制を有していること。
- 立地条件：安全区域（異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及びおそれがないと認められる町の区域）内に指定避難場所が立地していること。
- 構造条件：安全区域内に立地されていることが望ましいが、仮に立地条件を満たさない場合であっても、当該施設が当該異常な現象に対して安全な

構造のものであることや、洪水又は津波等に係る施設については、想定水位以上の高さに避難をしてきた居住者等を受け入れる部分があり、かつ当該部分までの避難上有効な経路があること。

また、上記基準のほか、次の条件に留意する。

《指定緊急避難場所の選定条件》

- 要配慮者が歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。
- 二次災害・複合災害の危険性のない場所であること。
- 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。
- 対象とする地区的住民、就業者、来訪者、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。
- 危険物施設等が近くにないこと。
- 夜間照明及び情報機器等を備えていること。
- 建物の場合は、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。
- 指定避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。
- 被害情報入手に資する情報機器（戸別受信機、ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。

第5. 避難路の確保

詳細については、

地震災害対策編 P.56 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策
「第4 避難路の確保」を準用する。

第6. 避難路等の整備

詳細については、

地震災害対策編 P.56 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策
「第5 避難路等の整備」を準用する。

第7. 避難誘導体制の整備

詳細については、

地震災害対策編 P.57 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策
「第6 避難誘導体制の整備」を準用する。

第8. 避難行動要支援者の支援方策

詳細については、

地震災害対策編 P.58 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策
「第7 避難行動要支援者の支援方策」を準用する。

第9. 教育機関における対応

詳細については、

地震災害対策編 P.59 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策
「第8 教育機関における対応」を準用する。

第10. 避難計画の整備

詳細については、

地震災害対策編 P.59 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策
「第9 避難計画の整備」を準用する。

第11. 避難時に困難が生じると予想される者への対応

詳細については、

地震災害対策編 P.60 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策
「第10 避難時に困難が生じると予想される者への対応」を準用する。

第12. 避難に関する広報

町は、避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等を記載した防災マップの作成・住民への配付等を積極的に行う。

また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、町防災行政無線等の整備を推進する。

第13. 応急仮設住宅対策

詳細については、

地震災害対策編 P.66 第1章 災害予防対策 第17節 避難収容対策
「第5 応急仮設住宅対策」を準用する。

第12節 避難収容対策

主管部署	総務課、地域福祉課、町民課、健康増進課、生涯学習課、七ヶ浜国際村、教育総務課
関係部署	小中学校、社会福祉施設

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 避難所の確保	○		
● 避難の長期化対策	○		
● 避難所における愛玩動物対策	○		
● 応急仮設住宅対策	○		
● 帰宅困難者対策	○		○
● 被災者等への情報伝達体制等の整備	○		

詳細については、
地震災害対策編 P. 61 第1章 災害予防対策 「第17節 避難収容対策」を準用する。

第13節 食料・飲料水及び生活物資の確保

主管部署	総務課、水道事業所
------	-----------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 住民の備蓄		○	
● 事業所の備蓄			○
● 備蓄の広報・啓発活動	○		
● 町の備蓄	○		
● 食料及び生活物資の確保	○		○
● 飲料水の確保	○		

詳細については、
地震災害対策編 P. 69 第1章 災害予防対策 「第18節 食料・飲料水及び生活物資の確保」を準用する。

第14節 廃棄物対策

主管部署	環境生活課
関係部署	宮城東部衛生処理組合

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害時の相互協力体制の整備	○		
● 分別収集等の周知	○		
● 資機材の備蓄、収集運搬車両、清掃機器等の整備	○		
● 広域的な処理・処分計画の作成	○		
● 協力・応援体制の整備	○		
● 避難所の生活環境の確保	○		

詳細については、

地震災害対策編 P.87 第1章 災害予防対策 「第22節 廃棄物対策」を準用する。

第15節 ボランティアの受入れ

主管部署	地域福祉課
関係部署	町社会福祉協議会

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● ボランティアコーディネーターの養成	○	○	
● ボランティア受入れ拠点の整備	○	○	
● 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備	○		
● 行政の支援	○		

第1. 目的

詳細については、
地震災害対策編 P. 73 第1章 災害予防対策 第19節 ボランティアの受入れ
「第1 目的」を準用する。

第2. ボランティアの役割

詳細については、
地震災害対策編 P. 73 第1章 災害予防対策 第19節 ボランティアの受入れ
「第2 ボランティアの役割」を準用する。

第3. 災害ボランティア活動の環境整備

詳細については、
地震災害対策編 P. 74 第1章 災害予防対策 第19節 ボランティアの受入れ
「第3 災害ボランティア活動の環境整備」を準用する。

第4. 本町の主なボランティア団体

詳細については、
地震災害対策編 P. 74 第1章 災害予防対策 第19節 ボランティアの受入れ
「第4 本町の主なボランティア団体」を準用する。

第5. 専門ボランティアの登録

平成24年3月現在、県で確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。

砂防ボランティア	大規模な土砂災害等が発生した場合、県の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能である。 このため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。
防災エキスパート制度	防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。 東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に直轄管理施設の被災状況を把握する。
災害時の通訳ボランティア	大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し町や県の職員だけでは十分対応できない。 このため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。 県は登録したボランティアに対し研修会等を実施し、ボランティアの養成もあわせて行う。

第6. 一般ボランティアの受入れ体制

詳細については、

地震災害対策編 P.75 第1章 災害予防対策 第19節 ボランティアの受入れ
「第6 一般ボランティアの受入れ体制」を準用する。

第16節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

主管部署	地域福祉課、健康増進課、七ヶ浜国際村
関係部署	塩釜地区消防事務組合、社会福祉施設

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 要配慮者避難支援プランの作成	○	○	
● 社会福祉施設の予防対策	○		○
● 在宅の要配慮者等の予防対策	○	○	
● 外国人支援対策	○		○
● 来訪者対策	○		○

詳細については、

地震災害対策編 P. 77 第1章 災害予防対策 「第20節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」を準用する。

第17節 防災訓練の実施

主管部署	総務課
関係部署	塩釜地区消防事務組合、消防団

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 町の防災訓練の実施・参加	○	○	
● 防災関係機関の防災訓練の実施	○		
● 自主防災組織等の防災訓練の実施	○	○	
● 通信関係機関の非常通信訓練の実施	○		

詳細については、

地震災害対策編 P. 97 第1章 災害予防対策 「第24節 地震防災訓練の実施」を準用する。

第18節 防災知識の普及

主管部署 総務課、教育総務課

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 町職員への防災知識の普及	○		
● 住民への防災知識の普及	○	○	
● 要配慮者への配慮	○	○	
● 学校等教育機関における防災教育	○	○	
● 講習会等の開催	○	○	
● 防災リーダーの育成	○	○	

第1. 目的

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

町及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的につかみ継続的に与え、防災知識の普及に努める。

また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努め自主防災思想の普及、徹底を図る。

第2. 防災知識の普及、徹底

1. 町職員への防災知識の普及

災害発生時には、町は災害対策の中核を担い、その役割は多岐にわたっている。また、職員は所掌事務に関する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。

町は、職員初動期マニュアルを作成したところであり、職員への周知、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させる。また、防災関係機関は、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。講習または研修の内容は、次の事項に重点をおく。

- 初動応急活動の手順等の習熟
- 防災に関する法令の周知
- 防災対策、防災組織その他の防災活動の整備体制の周知徹底

2. 住民への防災知識の普及

(1) 防災関連行事の実施

① 総合防災訓練、講演会等の実施

町は、住民の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。

実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、地元住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民に周知させる。

② 防災とボランティア関連行事の実施

町は、「防災とボランティア週間」、「防災とボランティアの日」など、国や県が実施する行事にあわせて広く地域住民を対象とした、防災関連行事の実施に努める。

(2) ハザードマップ等の活用

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

(3) 普及・啓発の実施

町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報紙、パンフレット、新聞広告及びインターネット、ホームページ、エリアメール等、テレビ・ラジオ局、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

《住民等への普及・啓発を図る事項》

- ① 災害危険性に関する情報
 - ・各地域における避難対象地区
 - ・孤立する可能性のある地域内集落
 - ・急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 など
- ② 避難行動に関する知識
 - ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
 - ・各地域における避難地及び避難路に関する知識 など
 - ・指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の、近隣の安全な場所への避

難や屋内安全確保

③家庭内での予防・安全対策

- ・3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ・負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- ・飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- ・出火防止等の対策の内容 など
- ・災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めるこ
- ・保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え

④災害時にとるべき行動

- ・近隣の人々と協力して行う救助活動
- ・自動車運行の自粛
- ・警報等の発令時や避難指示（緊急）等の発令時に取るべき行動
- ・避難場所での行動 など

⑤その他

- ・正確な情報入手の方法
- ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・災害時の家族内の連絡体制の確保
- ・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 など

(4) 要配慮者及び来訪者等への配慮

③要配慮者への配慮

町は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

②来訪者への対応

町は、現地の地理に不案内な来訪者等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、町及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置する等、広報に努める。

(5) 災害時の連絡方法の普及

①災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話(株)宮城支店は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(w e b 171)の利用推進を図り、町は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

②災害通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線 LAN スポットにおける Wi-Fi 接続サービスなどの普及を促進する。

(6) 相談窓口の設置

町は、災害対策実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

2. 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及

詳細については、

地震災害対策編 P.92 第1章 災害予防対策 第23節 防災知識の普及
第2 防災知識の普及、徹底 「3. 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及」を準用する。

3. 地域での防災知識の普及

詳細については、

地震災害対策編 P.92 第1章 災害予防対策 第23節 防災知識の普及
第2 防災知識の普及、徹底 「4. 地域での防災知識の普及」を準用する。

4. ドライバーへの啓発

詳細については、

地震災害対策編 P.93 第1章 災害予防対策 第23節 防災知識の普及
第2 防災知識の普及、徹底 「5. ドライバーへの啓発」を準用する。

5. 社会教育施設や防災拠点の活用

詳細については、

地震災害対策編 P.93 第1章 災害予防対策 第23節 防災知識の普及
第2 防災知識の普及、徹底 「6. 社会教育施設や防災拠点の活用」を準用する。

第3. 学校等教育機関における防災教育

詳細については、

地震災害対策編 P.93 第1章 災害予防対策 第23節 防災知識の普及
「第3 学校等教育機関における防災教育」を準用する。

第4. 住民の取り組み

詳細については、

地震災害対策編 P.95 第1章 災害予防対策 第23節 防災知識の普及
「第4 住民の取り組み」を準用する。

第5. 防災指導員の育成

詳細については、

地震災害対策編 P.95 第1章 災害予防対策 第23節 防災知識の普及
「第5 防災指導員の育成」を準用する。

第6. 災害教訓の伝承

詳細については、

地震災害対策編 P.96 第1章 災害予防対策 第23節 防災知識の普及
「第6 災害教訓の伝承」を準用する。

第19節 地域における防災体制

主管部署	総務課
------	-----

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 自主防災組織の育成・指導	○	○	
● 自主防災リーダー講習会の開催	○	○	
● 自主防災組織への支援	○	○	

第1. 目的

大規模な災害が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、地域住民、事業所等が連携し迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、町及び防災関係機関は、地域住民及び事業所における自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティーの防災体制の充実を図る。

また、防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

第2. 地域における自主防災組織の果たすべき役割

詳細については、
地震災害対策編 P. 102 第1章 災害予防対策 第25節 地域における防災体制
「第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割」を準用する。

第3. 自主防災組織の育成・指導

詳細については、
地震災害対策編 P. 103 第1章 災害予防対策 第25節 地域における防災体制
「第3 自主防災組織の育成・指導」を準用する。

第4. 自主防災組織の活動

災害時には、自主防災組織と住民、防災機関などとの連携が重要になる。そこで、各々の役割分担を明確にするため、自主防災組織の活動内容は次のとおりとする。

1. 平常時の活動

詳細については、

地震災害対策編 P.104 第1章 災害予防対策 第25節 地域における防災体制 第4 自主防災組織の活動「1. 平常時の活動」を準用する。

2. 災害発生時の活動

詳細については、

地震災害対策編 P.105 第1章 災害予防対策 第25節 地域における防災体制 第4 自主防災組織の活動「2. 地震・津波発生時の活動」を準用する。

3. 自主防災組織への支援

町は、地域防災力の強化の一貫として、新たな自主防災組織の設置と既存の防災組織の活動強化を目的とした諸活動に使用する資機材の整備等に関し支援する。

警察は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、防犯診断等訓練の実施、防犯パトロール等地域安全活動の諸活動に使用する資機材の整備等に関し、助成・支援を行う。

第20節 企業等の防災対策の推進

主管部署	総務課
------	-----

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 企業等の防災組織の編成	○		○
● 事業継続計画策定の推進	○		○

第1. 目的

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第2. 企業等の役割

詳細については、
地震災害対策編 P.107 第1章 災害予防対策 第26節 企業等の防災対策の推進
「第2 企業等の役割」を準用する。

第3. 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。このため、企業等は自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行うものとする。

- 防災訓練の実施
- 従業員等の防災教育
- 情報の収集・伝達体制の確立
- 火災その他災害予防対策の確立
- 避難対策の確立
- 応急救護の確立
- 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- 施設防水化の推進
- 施設の地域避難所としての提供

- 地元消防団との連携・協力
- 自主防災組織との連携・協力
- コンピュータシステムやデータのバックアップ
- 大型の什器・備品の固定

第4. 事業継続計画策定の推進

詳細については、

地震災害対策編 P.109 第1章 災害予防対策 第26節 企業等の防災対策の推進
「第4 事業継続計画策定の推進」を準用する。

第21節 災害種別毎予防対策

主管部署	総務課、建設課
関係部署	塩釜地区消防事務組合、消防団

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 火災予防対策	○	○	
● 危険物等災害予防対策	○		○
● 海上災害予防対策	○		
● 航空災害予防対策	○		
● 道路災害予防対策	○		
● 竜巻等突風災害対策	○		

第1. 火災予防対策

1. 目的

火災による人的・物的被害の軽減を図るため、町は、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行など、火災予防対策の徹底に努める。

2. 情報の収集・伝達体制の整備

町及び防災関係機関は、情報収集、伝達手段として、無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期するものとする。

3. 防災活動の促進

出火原因としてはガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに、危険物、化学薬品等からの出火が考えられるほか、放火による火災も多発している。このため、町及び消防機関は、出火につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

住民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることにより、出火ができる限り防止する。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

塩釜地区消防事務組合消防本部は、火災予防条例に基づき、火災発生は火気使用設備・器具の老朽化、不備な取扱いや配置及び過重な負担を掛けることにより起きることから、設備・器具の点検と早期交換、適正な取扱い方法の周知を図ることにより、出火の抑制に努める。

(2) 住民指導の強化

世帯構成が、核家族化、少子化、高齢化の傾向の中で、火気取扱方法の誤操作、異常な使用及び失念により、重大な火災に発展することから、塩釜地区消防事務組合消防本部は、常に火気についての注意を喚起させるとともに、特に、春季秋季の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火気の使用について指導を強化し、意識を高揚させる。

(3) 出火防止のための査察指導

町及び塩釜地区消防事務組合消防本部は、火気使用設備・器具の不適正な使用や配置又は過度の使用方法による出火を抑制、未然防止するため、使用場所や設備・器具の状態について、予防査察を実施する。

(4) 民間防火組織の育成

建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気を取り扱う一般家庭における火災予防思想の普及啓発が重要である。火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、火を扱う機会が多い一般家庭婦人に対する啓蒙も重要であることから、婦人防火クラブについては、活発な防火思想の普及活動の促進を行う。

また、幼少年消防クラブ及び小中学校児童生徒を対象とし、防災教室等の講習会を実施し、次世代の防災リーダーの育成を図る。

(5) 初期消火体制の強化

火災による人的、物的被害を最小限に止めるためには、早期通報、初期消火対策が重要であり、常時早期対応が可能な体制にしておかなければならない。

このため、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により住民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

4. 消防組織の充実強化

複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、広域消防応援体制の一層の充実並びに消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、各消防機関における計画的な人員の確保等、組織の拡充強化について指導する。また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。

5. 消防力の強化

火災発生時には、早期消火、延焼拡大を阻止することが必要であることから、町、消防本部における消防資機材等の整備や人員の確保、消防施設の整備充実を図るよ

う指導するとともに、財政援助に努めるものとし、設備整備を積極的に進めるものとする。

【《本町の消防力の現況》に関しては、
地震災害対策編 第1章 第15節 火災予防対策 P.51 を参照】

6. 消防団の育成

消防団は、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等の防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきている。

このため、町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

- 消防団員の知識・技能等の地域社会への普及
- 地域住民の消防団活動に対する理解の促進
- 消防団への参加・協力の環境づくりの推進
- 女性消防団員の加入促進
- 事業所に対する協力要請
- 消防団員の資質向上を図るための教育・訓練の充実
- 施設・設備の充実
- 基本装備の充実
- 安全対策の強化
- 情報伝達体制の整備
- 災害長期化への備え など

7. 火災予防措置

(1) 予防査察指導の強化

火災を未然に防止するためには、消防機関等による予防査察が最も効果があるので、これを計画的、継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令、塩釜地区消防事務組合火災予防条例の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。

なお、火災の防止は、その建物等の維持管理状況に負うところが大であり、定期点検報告制度の普及促進や、人命への影響が極めて高い飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、管理権限者に対して指導助言等を行う。

(2) 漏電による火災の防止

配電設備については、一定の基準による工事と適切な検査の実施により施行の完全を期し、保守に当たっては巡視点検による不良個所の早期発見と改修に努める。

また、需用設備については、新增設調査並びに定期調査により不良個所の改修を需用家に通知するとともに、工事施工業者の技術向上を図る。

一般公衆に対しては、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発、宣伝に努める。

特に、災害発生の予想される時期には特別点検、特別巡視を行う。

(3) 消防用設備等の設置・普及

火災による人的物的被害の軽減を図るため、早期発見、初期消火及び避難等に有効な消防設備の適正な設置及び維持管理について指導するとともに、消防設備士の資質の向上を図る。

(4) 住宅防火対策の推進

住宅火災の防止については、防炎物品及び防炎製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知し、特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災報知器の設置が義務づけられ、機器の普及促進に努めると伴に、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災の軽減を図る。

8. 消防水利の整備

災害時には、消防施設等も被害を受け、消防水利を十分確保することができなくなる恐れがあることから、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池、用水路等を活用する消防水利の多様化を促進する。

【《本町の消防水利の現況》に関しては、
地震災害対策編 第1章 第15節 火災予防対策 P.52 を参照】

9. 消防計画の充実強化

消防組織法に基づき、消防本部及び消防団が適切、かつ、効果的な消防活動を行うための町活動体制、活動要領の基準等の詳細については、塩釜地区消防事務組合消防本部が別に定める「消防計画」によるものとする。

第2. 危険物等災害予防対策

1. 目的

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流失等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、県及び消防関係機関は各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物施設等による災害の未然防止を強力に推進するものとする。

2. 危険物施設

県及び消防機関は、石油タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、災害対策と防災教育の推進を図る。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、石油コンビナート等災害防止法に基づく宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、予防対策の推進を図ることから、町はこれに協力する。

(1) 安全指導の強化

危険物事業所の管理者、所有者又は占有者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るために、講習会等の保安教育を実施する。

(2) 施設の基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導をする。

(3) 自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

(4) 広報・啓発の推進

危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これらの団体を通じて事業所及び一般人に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

(5) 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

(6) 宮城海上保安部

宮城海上保安部は、港内石油基地の状況(規模、消防設備、機材等)、

危険物荷役の状況(荷役場所、荷役時の保安措置等)危険物積載船舶の出入港状況等を常時把握するとともに、事業所等に対し化学消化剤、油処理剤、オイルフェンス等防除資機材の整備に関して基準の遵守を指導徹底させ、被害の拡大防止に努める。

また、タンカー火災、大量の油、放射性物質の流出等が発生した場合の航行制限及び防除、避難対策等を検討する。

3. 高圧ガス取扱事業所

高压ガス取扱事業所は、法令等に定められている技術上の基準を遵守し、日頃から高压ガス施設の保守・管理を行うとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

4. 毒物・劇物貯蔵施設

町、消防機関及び関係機関は、運搬する上で規則を受ける毒物・劇物（39種類）に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1立方メートル以上の貯蔵設備（タンク等）を有する施設を把握しておく。

第3. 海上災害予防対策

1. 目的

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、予防対策について定める。

2. 職員の配備体制

職員の非常参集等応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟等を図る。

3. 防災関係機関相互の応援体制

宮城海上保安部、県及び町は、民間救助・防災組織及び関係事業者等と、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定等を締結する等平常時から連携を強化しておくものとする。

4. 捜索、救助、救急及び医療活動

救助・救急関係機関は、当該機関及び関係事業所に係る救助・救急用資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

また、宮城海上保安部と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

5. 危険物等の大量流出時における防除活動

宮城海上保安部、県及び町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス、油処理剤等の防除資機材の備蓄に努め、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備を図る。

また、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

6. 防災訓練の実施

宮城海上保安部は、県、町及び民間救助・防災組織、石油関係事業者等並びに港湾管理者等の協力を得て、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、相互に連携し、より実践的な訓練を実施し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

7. 海上交通環境の整備

港湾管理者は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。

第4. 航空災害予防対策

1. 目的

航空機の墜落等の事故が発生した場合は、人的、物的に多大な被害が発生するおそれがあるため、関係機関は被害を未然に防止し又は軽減を図るよう努めるものとする。

2. 救助・救急、医療及び消火活動

仙台空港事務所、県、町及び関係事務所等において、救助・救急用資機材及び化学消防車等の消防用資機材の整備促進に努める。

3. 緊急輸送活動

負傷者等の病院搬送が円滑に行えるよう道路交通管理体制の整備に努める。

第5. 道路災害予防対策

1. 目的

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、火災の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により、機能の確保を行う。また、各関係機関において、平常時より緊密な連携を図るなど、協力体制の整備を図る。

2. 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、センサー等のICT技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

3. 道路施設等の整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

(1) 道路

災害防止に当たり道路情報の迅速・正確な提供を行うために、凍結検知器、積雪深計、雨量計、水位計等の機器及び道路情報提供装置の整備を促進し、これらを有機的に運用するため災害情報システムの構築を図る。

(2) 橋りょう

町は、落橋、変状等の被害が想定される道路橋、側道橋等については、橋りょう補強工事を実施する。

(3) トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

(4) 道路付属施設

道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置などの道路施設について、補強に努める。

4. 職員の配備体制

道路管理者は、実情に応じ災害応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

5. 防災関係機関相互の応援体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、道路管理者は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

6. 救助・救急・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

7. 緊急輸送活動

宮城県警察本部及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

8. 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努める。

9. 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

10. 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の普及啓発を図る。

第6. 竜巻等突風対策計画

1. 目的

竜巻等の突風は、我が国において年間10数個から20個程度発生するのみで、その影響範囲も極めて局所的なものであることから、台風・大雨等の気象災害と比較して、遭遇して被害が発生する頻度が低い。本町においても過去に大きな被害が発生したことはないものの、全国で発生する可能性は十分にあり、その対応策を検討し策定するものである。

《竜巻等突風に関する気象情報》

発生確率	気象情報（発表のタイミング）
半日～1日後に竜巻等が発生する可能性がある	気象情報（随時）
数時間以内に竜巻等が発生する可能性がある	雷注意報（数時間前）
竜巻等が発生しやすい気象状況になっている	竜巻等が発生しやすい気象状況になっている竜巻注意情報

2. 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

竜巻等突風に遭遇する確率は低いものの、局所的に激甚な被害をもたらす可能性があることや、発生を詳細に予知し、町として防災体制をとることが難しいことから、住民が適切に身の安全を守ることが重要である。気象庁と内閣府は、竜巻などの突風からの身の守り方など、個人レベルでの対策を周知するためのパンフレット「竜巻等突風災害とその対応」を作成した。

本町では、当該パンフレットの使用も検討しつつ、竜巻等突風に関する住民等への普及啓発を推進する。

第2章 災害応急対策

第1節 防災気象情報の伝達

主管部署	総務部、財務部
------	---------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 水防警報及び決壊等（被害情報）の通報	○		
● 気象警報等の伝達	○		
● 異常現象の発見者の通報と措置	○	○	

第1. 目的

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。

また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整えるものとする。

第2. 防災気象情報

1. 仙台管区気象台が発表する防災気象情報

仙台管区気象台は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報（緊急地震速報・大津波警報・津波警報・津波注意報を除く。）及び気象情報（以下これらを防災気象情報という。）を次により発表し、地方公共団体等の防災機関等が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するため、防災気象情報を防災機関に伝達するとともに、これら機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。

なお、県及び町が大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合、県は直ちに町に通知しなければならず、町は直ちに公衆に周知させる措置をとらなければならない。

その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努める。

また、仙台管区気象台は、情報伝達を円滑に行うため防災気象情報等に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図る。

消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J－ALERT）により、地方公共団体等へ伝達する。

《気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報》

種類	発表基準
特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪によって重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	強風注意報 強風により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報 高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	大雨注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生すると予想されたときに発表される。
	大雪注意報 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報 落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報 空気の乾燥により災害の発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	濃霧注意報 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	霜注意報 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。

種類	発表基準
なだれ注意報 低温注意報 着氷（雪）注意報 融雪注意報	なだれにより災害が発生すると予想されたときに発表される。
	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のため農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。
	著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあるときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
気象情報	台風の影響及び大雨や大雪等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を行い、注意・警戒を喚起するために発表される。 気象情報の種類は以下のとおり。 (1) 予告的情報 ①特別警報・警報・注意報に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合。 ②少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響のおそれがある場合。 (2) 補足的情報 特別警報・警報・注意報の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合。
土砂災害警戒情報	県と仙台管区気象台が共同で発表する情報で、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）ごとに発表される。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。
記録的短時間大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）または、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）した時に、府県気象情報の一種として発表される。 記録的短時間大雨情報は、1時間雨量が100ミリ以上を観測した場合に発表される。

(注1) 特別警報・気象警報・注意報基準は別表1、2のとおり。

(注2) 大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれがあるときには「特別警報」が、県内の市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(注3) 特別警報・警報・注意報は、気象要素（雨量、風速、波の高さなど）が基準に達すると予想した区域に対して発表される。ただし、地震で地盤がゆるむ、火山の噴火で火山灰が積もるなどし、災害の発生にかかる条件が変化した場合、通常基準より引き下げた基準（暫定基準）で運用することがある。

(注4) 水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

(水防活動用) 警報・注意報の一覧は別表3のとおり。

別表1 特別警報の指標一覧表

種類	指標	七ヶ浜町における50年に一度の値
雨を要因とする特別警報	<p>以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に発表する。</p> <p>①48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で50格子以上出現。</p> <p>②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mmを超える格子のみをカウント対象とする）。</p>	<p>【48時間降水量】 326mm</p> <p>【3時間降水量】 134mm</p> <p>【土壌雨量指数】 208</p>
台風等を要因とする特別警報の指標	<p>「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。</p> <p>台風については、指標となる中心気圧、風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表。</p> <p>温帯低気圧については、指標となる風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表する。</p>	—
雪を要因とする特別警報の指標	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に大雪特別警報を発表する。	<p>【積雪深】 38mm</p> <p>（地点名：仙台）</p>

別表2 警報・注意報発表基準一覧表

平成29年7月7日現在

発表官署 仙台管区気象台

七ヶ浜町	府県予報区	宮城県				
	一次細分区域	東部				
	市町村等をまとめた地域	東部仙台				
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	18		
		(土砂災害)	土壤雨量指數基準	108		
	洪水	流域雨量指數基準		—		
		複合基準		—		
		指定河川洪水予報による基準		—		
	暴風	平均風速	陸上	13m/s		
			海上	13m/s		
	暴風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う		
			海上	13m/s 雪を伴う		
注意報	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm			
	波浪	有義波高	3.0m			
	高潮	潮位	0.9m			
	大雨	表面雨量指定基準	11			
		土壤雨量指數基準	86			
	洪水	流域雨量指數基準	—			
		複合基準	—			
		指定河川洪水予報による基準	—			
注意報	強風	平均風速	陸上	13m/s		
			海上	13m/s		
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う		
			海上	13m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm			
	波浪	有義波高	3.0m			
	高潮	潮位	0.9m			
記録的短時間大雨情報	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪	融雪により被害が予想される場合				
	濃霧	視程	陸上	100m		
			海上	500m		
	乾燥	①最小湿度 45% 実効湿度 65%で風速 7m/s 以上 ②最小湿度 35% 実効湿度 60%				
	なだれ	①山沿いで 24時間降雪の深さ 40cm 以上 ②積雪が 50cm 以上で、日平均気温 5℃ 以上の日が継続				
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4~5℃ 以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が -7℃ 以下 ②最低気温が -5℃ 以下が数日続くとき *1				
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃ 以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）				
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が -2℃ より高い場合				
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

*1 (表面雨量指數、流域雨量指數) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 冬期の気温は仙台管区気象台、石巻特別地域気象観測所の値。

別表3 水防活動用警報・注意報一覧

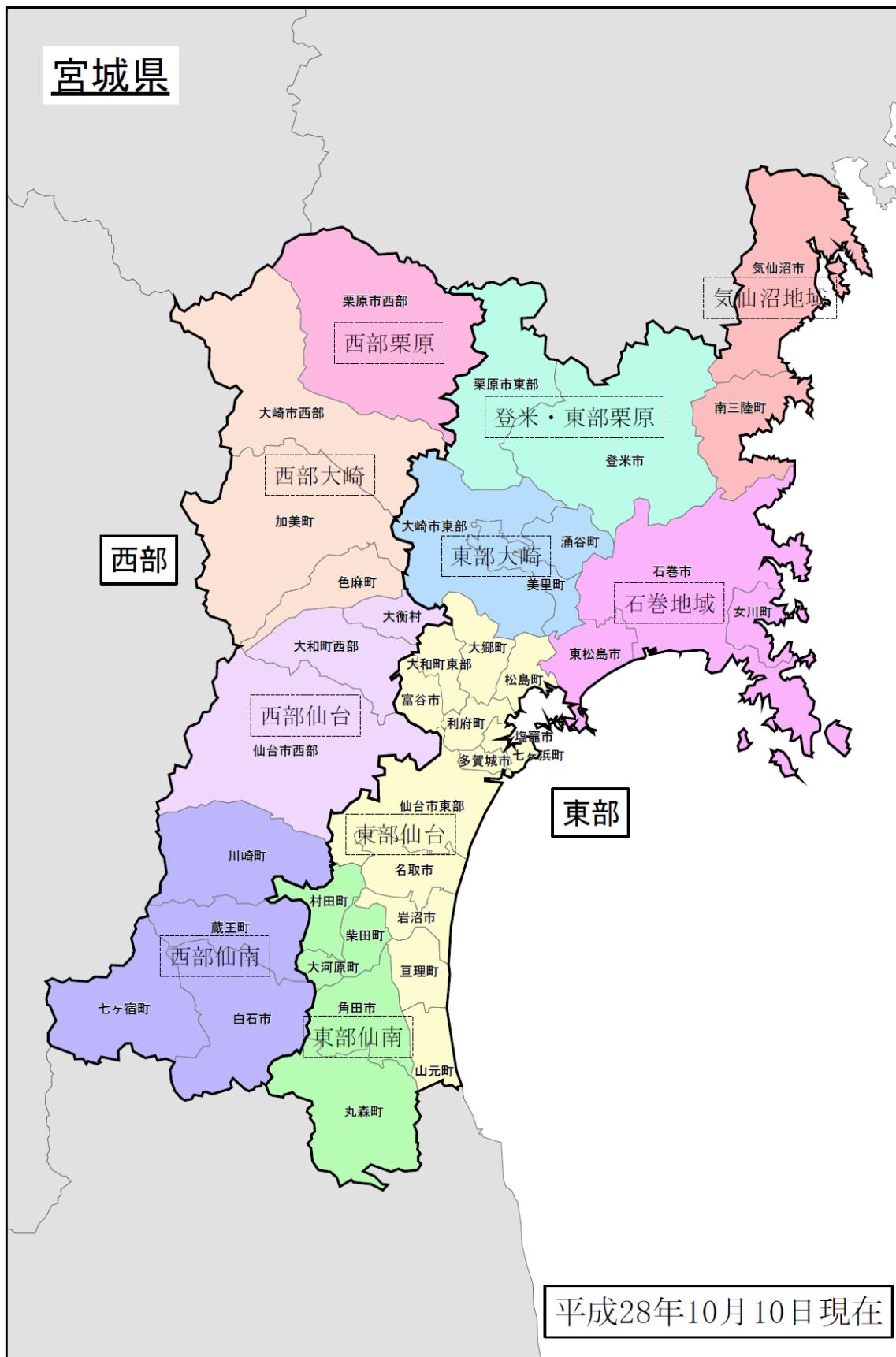
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報）	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

2. 火災気象通報

消防法に基づき、仙台管区気象台が宮城県知事に対して行う火災気象通報は、気象の状況から火災の危険があり、具体的には次の条件に該当すると予想される場合に、火災気象通報を実施する。

通報基準番号	通 報 内 容
1	実行湿度 65%以下、最小湿度 45%以下で、平均風速 7m/s 以上が予想された場合。
2	実効湿度 60%以下、最小湿度 35%以下が予想された場合。
3	平均風速 13m/s(江ノ島、北～東南東 18m/s)以上が予想された場合。 (ただし、降雨時又は降雪時は通報しないこともある。)

3. 警報・注意報の細分区域



第3. 警報等の伝達

仙台管区気象台が発表した警報・注意報等は、気象台から防災関係機関や報道機関に伝達する。それを受理した機関は、それぞれの伝達系統により町等の関係機関へ伝達、また、放送することにより地域住民に周知するよう努める。なお、県及び町は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

第4. 異常現象の発見者の通報と措置

- 災害の発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、速やかにその旨を町長、消防機関又は警察署に通報しなければならない。
- 住民から消防本部、警察署が通報を受けた場合は、町長に速やかに通報連絡する。
- 発見者から通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく、県、仙台管区気象台及び防災関係機関に通報すると同時に、住民その他関係団体にも周知する。

第2節 防災活動体制

主管部署	全部署
関係部署	塩釜地区消防事務組合、消防団、塩釜警察署

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害応急対策の活動体制	○		
● 風水害時の配備体制	○		
● 動員の伝達及び配備	○		
● 災害対策本部の整備	○		
● 災害警戒本部の整備	○		
● 初動体制職員による初期活動体制の確保	○		
● 動員状況の記録・報告	○		
● 動員計画の周知	○		
● 自衛隊の派遣要請	○		
● 警察の活動	○		
● 消防機関の活動	○		
● 防災関係機関の活動	○		
● 関係機関等との連携	○		

第1. 目的

災害が発生した場合、町内の広い範囲で住民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、町、防災関係機関は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集、応急対策等を実施することが重要である。

職員初動期マニュアルで定めた配備計画等に基づく配備体制を敷き、防災活動を行うものとする。

なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第2. 町の活動

詳細については、

地震災害対策編 P.113 第2章 災害応急対策 第1節 防災活動体制
「第3 町の活動」を準用する。

第3. 動員計画

1. 配備基準

《風水害時の配備体制》

区分		配備基準	配備内容	配備課
災害対策警戒配備要領による警戒配備	警戒配備	0号	1 大雨、洪水、高潮等の注意報・警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2 その他特に町長が必要と認めたとき。	特に関係ある課の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る態勢とする。
	特別警戒配備	1号	1 大雨・洪水等の警報が発表され広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき。又は被害が発生したとき。 2 その他特に町長が必要と認めたとき。	関係各課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる態勢とする。 総務課 建設課 産業課 水道事業所 教育総務課 健康増進課 地域福祉課 生涯学習課 七ヶ浜国際村
	特別警戒配備	2号	1 大雨、洪水等の警報又は、特別警報が発表され広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき。又は広範囲にわたる被害が発生したとき。 2 その他特に町長が必要と認めたとき。	関係各課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。
非常配備	非常配備	3号	1 町内全域で災害が発生するおそれがあるとき、又は全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合及び発生したとき。 2 その他特に町長が必要と認めたとき。	組織の全力をあげて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。

2. 動員の伝達及び配備

詳細については、

地震災害対策編 P.115 第2章 災害応急対策 第1節 防災活動体制
第4 動員計画 「2. 職員の動員体制」を準用する。

第4. 災害対策本部

1. 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置は次のとおりとする。

- 一定の町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。
- 一定の町域に災害応急対策を必要とする場合。
- 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。
- その他、町長が必要と認めたとき。

2. 災害対策本部の設置場所

詳細については、

地震災害対策編 P. 116 第2章 災害応急対策 第1節 防災活動体制
第5 災害対策本部「2. 災害対策本部の設置場所」を準用する。

3. 非常配備に基づく措置

詳細については、

地震災害対策編 P. 116 第2章 災害応急対策 第1節 防災活動体制
第5 災害対策本部「3. 非常配備に基づく措置」を準用する。

4. 本部員会議の設置

詳細については、

地震災害対策編 P. 116 第2章 災害応急対策 第1節 防災活動体制
第5 災害対策本部「3. 非常配備に基づく措置（1）」を準用する。

5. 現地災害対策本部の設置

詳細については、

地震災害対策編 P. 117 第2章 災害応急対策 第1節 防災活動体制
第5 災害対策本部「4. 現地災害対策本部の設置」を準用する。

6. 災害対策本部の廃止

詳細については、

地震災害対策編 P. 117 第2章 災害応急対策 第1節 防災活動体制
第5 災害対策本部「5. 災害対策本部の廃止」を準用する。

7. 災害対策本部の組織及び分掌事務

詳細については、

地震災害対策編 P. 118 第2章 災害応急対策 第1節 防災活動体制
第5 災害対策本部「6. 災害対策本部の組織及び分掌事務」を準用する。

第5. 災害警戒本部

1. 災害警戒本部の設置基準

区分		基準
警戒配備	0号	<ul style="list-style-type: none">大雨、洪水、高潮等の注意報・警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。
特別警戒配備	1号	<ul style="list-style-type: none">大雨、洪水等の警報又は、特別警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき。又は被害が発生したとき。その他特に町長が必要と認めたとき。
	2号	<ul style="list-style-type: none">町内全域で災害が発生するおそれがあるとき、又は全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合及び発生したとき。その他特に町長が必要と認めたとき。

2. 警戒体制に基づく措置

詳細については、

地震災害対策編 P. 122 第2章 災害応急対策 第1節 防災活動体制
第6 災害警戒本部 「2. 警戒体制に基づく措置」を準用する。

3. 災害警戒本部の廃止

詳細については、

地震災害対策編 P. 122 第2章 災害応急対策 第1節 防災活動体制
第6 災害警戒本部 「3. 災害警戒本部の廃止」を準用する。

第6. 初動体制職員

詳細については、

地震災害対策編 P. 122 第2章 災害応急対策 第1節 防災活動体制
「第7 初動体制職員」を準用する。

第7. 留意事項

詳細については、

地震災害対策編 P. 123 第2章 災害応急対策 第1節 防災活動体制
「第8 留意事項」を準用する。

第8. 自衛隊の派遣要請

詳細については、

地震災害対策編 P. 124 第2章 災害応急対策 第1節 防災活動体制
「第9 自衛隊の派遣要請」を準用する。

第9. 警察の活動

詳細については、

地震災害対策編 P. 124 第2章 災害応急対策 第1節 防災活動体制
「第10 警察の活動」を準用する。

第10.消防機関等の活動

詳細については、

地震災害対策編 P. 124 第2章 災害応急対策 第1節 防災活動体制
「第11 消防機関等の活動」を準用する。

第11.防災関係機関の活動

詳細については、

地震災害対策編 P. 125 第2章 災害応急対策 第1節 防災活動体制
「第12 防災関係機関の活動」を準用する。

第12.関係機関等との連携

詳細については、

地震災害対策編 P. 125 第2章 災害応急対策 第1節 防災活動体制
「第13 関係機関等との連携」を準用する。

第3節 警戒活動

主管部署	総務部、建設部
関係部署	塩釜地区消防事務組合

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 警戒体制の整備	○		
● 水防活動の実施	○		
● 土砂災害警戒活動の実施	○		
● ライフライン、交通等警戒活動の実施	○		

第1. 目的

町及び防災関係機関は大雨、洪水、高潮、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

第2. 警戒体制

町及び防災関係機関は雨量、潮位等の気象情報を収集・把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

第3. 水防活動

- 洪水又は高潮等による災害が発生するおそれがある場合は、関係機関は水防活動を実施する。
- 水防警報を受報した水防管理者、その他関係機関は、警報段階に応じ、速やかに準備あるいは出動し、水防区域の監視、警戒等の活動を行う。
- 水防機関及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、県及び町と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等を命ずる。
- 海岸管理者及び農業用用排水施設管理者等は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、せき、水門等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに住民に周知する。

第4. 土砂災害警戒活動

町長は、宮城県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。

また、土砂災害危険箇所の警戒活動を行うとともに、土砂災害警戒判定メッシュ等の補足情報や渓流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難勧告等の必要な措置を講じる。

1. 避難勧告の発令に当っては、土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難勧告を発令することを基本とし、土砂災害に関するメッシュ情報において、「予想で土砂災害警戒情報の基準に達した」メッシュが予め避難勧告の発令の範囲として設定した地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険個所等と重なった場合は、当該地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険個所等全てに避難勧告を発令する。

また、土砂災害に関するメッシュ情報において、「実況で土砂災害警戒情報の基準に達した」メッシュが予め避難勧告の発令範囲として地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険個所等と重なった場合は、当該地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険個所等全てに避難指示を発令する。

2. 町は、土砂災害に係る避難勧告又は指示については、それらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第5. ライフライン、交通等警戒活動

交通関係機関は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

第4節 避難・誘導対策

主管部署	総務部、救助部、教育部、避難所部
関係部署	小中学校、社会福祉施設

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 要避難状況の把握活動の早期実施	○	○	
● 避難対策の必要性の判断	○		
● 避難の勧告又は指示の実施	○		
● 避難の勧告又は指示の内容及び周知	○		
● 避難誘導	○	○	
● 避難所の開設及び運営	○	○	
● 浸水想定区域内の避難行動要支援者関連施設等の災害応急対策	○		
● 学校・社会福祉施設等における避難対策	○	○	○
● 避難所以外への避難者の誘導	○		

第1. 目的

災害発生時又は災害発生のおそれがある場合において、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、町及び関係機関は、適切な避難の勧告又は指示を行うとともに、速やかに避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間、あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。

1. 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るためにの行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

2. 避難勧告等の対象とする避難行動

避難勧告等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次のすべての行動を避難行動とする。

- (1) 指定緊急避難場所への立ち退き避難
- (2) 近隣の安全な場所（近隣より安全な場所・建物等）への立ち退き避難
- (3) 屋内安全確保(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への避難)

第2. 避難準備・高齢者等避難開始

1. 町は避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を

要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する必要がある。

避難準備・高齢者等避難開始については、それを発令したからといって必ずしも避難勧告・指示をださなければならないわけではなく、危険が去った場合には、避難準備・高齢者等避難開始のみの発令でおわることもあり得る。このような認識の下、時期を逃さずに避難準備・高齢者等避難開始を発令すべきである。

2. 土砂災害

他の水災害と比較して突発性が高く、予測が困難な土砂災害に対しては、避難準備・高齢者等避難開始を積極的に活用することとし、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階から自発的に避難することを、土砂災害警戒区域・危険個所等の住民に推奨するよう努める。

3. 高潮災害

高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性がある等、避難勧告を発令する可能性がある場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令することを基本とする。台風情報で発表される、台風の強さ、位置、暴風域の範囲等の予報を判断材料とする。

4. 夜間に備えた対応

立ち退き避難が困難となる夜間において、避難勧告を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始を発令することを検討する。具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）が夜間にかけて継続する場合、または大雨注意報が発表されている状況で、当該注意報の中で夜間～翌日早期に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合が該当する。

第3. 避難の勧告又は指示

災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合は、住民に対して速やかに避難の勧告又は指示を行う。

また、町長は大雨の避難そのものに危険を伴うなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りを恐れず早期に避難勧告等を発令する。

「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものを言う。

なお、町長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、屋内安全確保等の安全確保措置を指示することができる。

特に、土砂災害や下水道による水害については、突発性が高く正確な事前予測が困

難であることが多いため、町長は指定緊急避難場所の開設を終えていない状況であっても躊躇なく避難勧告を発令することとし、住民はそのような場合があり得ることに留意する。

1. 避難勧告、指示を行う者

詳細については、
地震災害対策編 P.185 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動
第3 避難の勧告又は指示「1. 避難勧告・指示を行う者」を準用する。

2. 町長・知事の役割

詳細については、
地震災害対策編 P.185 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動
第3 避難の勧告又は指示「2. 町長・知事の役割」を準用する。

3. 高潮等に係る指示

詳細については、
地震災害対策編 P.186 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動
第3 避難の勧告又は指示「3. 高潮等に係る指示」を準用する。

4. 警察の役割

詳細については、
地震災害対策編 P.186 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動
第3 避難の勧告又は指示「4. 警察の役割」を準用する。

5. 宮城海上保安部の役割

詳細については、
地震災害対策編 P.186 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動
第3 避難の勧告又は指示「5. 宮城海上保安部の役割」を準用する。

6. 自衛隊の役割

詳細については、
地震災害対策編 P.186 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動
第3 避難の勧告又は指示「6. 自衛隊の役割」を準用する。

第4. 避難の勧告又は指示の内容及び周知

1. 避難の勧告又は指示等の基準

避難の勧告又は指示等は次の区分により実施する。

避難準備・高齢者避難開始	<ul style="list-style-type: none">● 近隣での浸水や、当該地域の降雨状況、降雨予測等により浸水の危険が高いと予測されるとき。● 近隣で土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化）を発見したとき。● 土砂災害警戒情報が発表されたとき。● その他、町長が必要と認めるとき。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none">● 近隣で浸水が拡大しつつあるとき。● 高潮警報発令時● 近隣で土砂災害の前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）を発見したとき。● 火災が発生し、住民に生命の危険性が及ぶと認められるとき。● 有毒ガスその他の危険物質が流出拡散し、または流出拡散の恐れがあり、住民に生命の危機が認められるとき。● 災害の状況により、事前の避難を要すると認められるとき。● その他、町長が必要と認めるとき。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none">● 近隣で浸水が床上に及んでいるとき。● 現在の潮位が、危険潮位に到達したとき。● 海岸堤防の倒壊や決壊が発生したとき。● 水門等の防潮施設に支障があるとき。● 異常な越波が発生したとき。● 近隣で土砂災害が発生したとき。● 近隣で土砂移動現象や土砂災害の前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき。● 火災が発生し、住民に生命の危険性が著しく切迫していると認められるとき。● 有毒ガスその他の危険物質が流出拡散し、または流出拡散の恐れがあり、住民に生命の危機が著しく切迫していると認められるとき。● その他危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。● その他、町長が必要と認めるとき。

2. 周知内容

詳細については、
地震災害対策編 P.186 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動
第4 避難の勧告又は指示の内容及び周知「2. 周知内容」を準用する。

3. 避難の措置と周知

詳細については、
地震災害対策編 P.187 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動
第4 避難の勧告又は指示の内容及び周知「3. 避難の措置と周知」を準用する。

第5. 避難誘導

住民等の避難誘導は、地域防災計画に定めるところによるが、町職員、警察官、消防職員等は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先（避難場所・避難所）への円滑な誘導に努める。

誘導に当たっては、避難路の安全を確認しつつできるだけ地区ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行うものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や、室内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」の措置を講ずべきことにも留意する。

また、町は、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

1. 各地区の誘導

詳細については、
地震災害対策編 P.188 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動
第5 避難誘導「1. 各地区の誘導」を準用する。

2. 避難所、避難路の安全確保

詳細については、
地震災害対策編 P.188 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動
第5 避難誘導「2. 避難所、避難路の安全確保」を準用する。

3. 避難の順位等

詳細については、
地震災害対策編 P. 188 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動
第5 避難誘導「3. 避難の順位等」を準用する。

4. 避難時の留意事項

詳細については、
地震災害対策編 P. 189 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動
第5 避難誘導「4. 避難時の留意事項」を準用する。

5. 警戒区域及び避難を解除

詳細については、
地震災害対策編 P. 189 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動
第5 避難誘導「5. 警戒区域及び避難を解除」を準用する。

第6. 避難所の開設及び運営

指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居などを喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て指定避難所として開設する。

1. 避難所の開設

詳細については、
地震災害対策編 P. 189 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動
第6 避難所の開設及び運営「1. 避難所の開設」を準用する。

2. 避難所開設の連絡

詳細については、
地震災害対策編 P. 190 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動
第6 避難所の開設及び運営「2. 避難所開設の連絡」を準用する。

3. 避難所の開設期間と費用

詳細については、

地震災害対策編 P.190 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動
第6 避難所の開設及び運営 「3. 避難所の開設期間と費用」を準用する。

4. 避難所の運営

詳細については、

地震災害対策編 P.190 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動
第6 避難所の開設及び運営 「4. 避難所の運営」を準用する。

第7. 避難長期化への対処

詳細については、

地震災害対策編 P.193 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動
「第7 避難長期化への対処」を準用する。

第8. 帰宅困難者対策

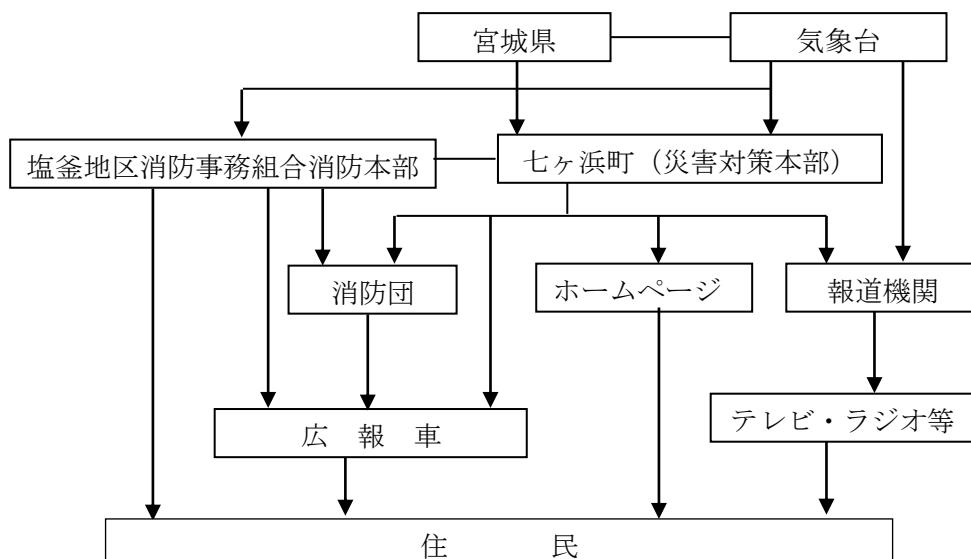
詳細については、

地震災害対策編 P.194 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動
「第8 帰宅困難者対策」を準用する。

第9. 浸水想定区域内の避難行動要支援者関連施設等の災害応急対策

1. 情報伝達

町は、仙台管区気象台から発表される気象・地象・水象等の観測結果に基づく気象情報について、必要に応じて電話、町防災行政無線や広報車等を通じて周知を行う。



2. 避難基準

避難基準については、
同節 P. 78 第4 避難の勧告又は指示の内容及び周知
「1. 避難の勧告又は指示等の基準」を準用する。

3. 避難所

避難所が浸水する場合にあっては、浸水しない階層を避難所として使用する。また、避難する時間が充分に見込めない場合には、自宅の浸水しない階層や近隣の中層建物に一時避難できる場所を確保するものとする。

4. 避難経路

避難所まで最短で安全な経路を選択するものとする。また、避難経路上以下の点を考慮・想定して避難経路を選択するものとする。

- 浸水の深さ。
- 流れが速く足がすべくわれる点。
- 足元に段差があり深みにはまる危険性。
- マンホールなどの蓋のずれ落ち。

5. 避難誘導

避難誘導については、施設の避難誘導担当者が行うのが原則であるが、急を要する場合や連絡が困難な場合においては、地域や施設、自主防災組織等の協力のもとに避難誘導を行う。

第10. 在宅避難者への支援

詳細については、

地震災害対策編 P.195 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動
「第10 在宅避難者への支援」を準用する。

第11. 学校・社会福祉施設等における避難対策

詳細については、

地震災害対策編 P.197 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動
「第11 学校・社会福祉施設等における避難対策」を準用する。

第12. 避難所以外への避難者の誘導

詳細については、

地震災害対策編 P.197 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動
「第12 避難所以外への避難者の誘導」を準用する。

第5節 災害情報の収集・伝達体制

主管部署 総務部、財務部

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害情報の収集・伝達	○	○	
● 被害状況等の報告	○		
● 異常現象を発見した場合の通報	○		

第1. 目的

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速、かつ、的確に把握する体制を整えるものとする。

第2. 災害情報

1. 災害情報伝達系統及び方法

(1) 宮城県総合防災情報システム（M I D O R I）

県内全体の災害情報等を、総合防災情報システムを利用し、各市町村・消防本部、県及び国の関係機関等に提供する。さらに、情報を有効活用する観点から、仙台管区気象台とオンライン接続し気象庁が発表する防災気象情報に含めて発表する。

(2) 宮城県土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨等により土砂災害が発生するおそれのあるときに、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考とするため、宮城県と仙台管区気象台が共同して発表する防災情報である。町は、防災情報提供システム（気象台）や宮城県総合防災情報システム（M I D O R I）からの提供により、速やかな避難対策に活用するものとする。

2. 災害情報等の受領

- ①気象庁、宮城県総合防災情報システムから各防災関係機関等へ伝達される災害情報等の受領者は次のとおりとする。
 - ・勤務時間内は総務課職員
 - ・勤務時間外及び休日は警備員。
- ②災害情報等の受領者は、直ちに総務課長又は関係各課長に伝達する。総務課長は町長に報告する。町長が不在の場合は副町長に報告する。

- ③警備員が受領した場合は、直ちに、総務課長に伝達する。
- ④災害情報等を受領した総務課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に通報する。住民に対しては、町防災行政無線、広報車、口頭、屋外拡声装置などを利用し、関係機関と連携して周知を図る。また、各行政区長へは、上記のほか、携帯電話なども活用する。

第3. 災害情報収集・伝達体制

詳細については、

地震災害対策編 P.130 第2章 災害応急対策 第2節 情報の収集・伝達
「第4 災害情報の収集・伝達」を準用する。

第6節 通信・放送施設の確保

主管部署	総務部
関係部署	東日本電信電話(株)宮城事業部

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 県、町防災行政無線施設の確保・復旧	○		
● 通信手段の確保	○		
● 消防機関の対策	○		
● 公衆電気通信施設の優先的利用	○		○
● 非常時の通信の確保	○		○
● 放送要請の依頼	○		
● 郵便葉書等の交付	○		○

第1. 目的

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や住民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、町及び防災関係機関は、この応急復旧あるいは代替機能の立ち上げについて、所要の措置を講じるものとする。

第2. 県、町防災行政無線

詳細については、

地震災害対策編 P.137 第2章 災害応急対策 第2節 情報の収集・伝達
第6 通信・放送手段の確保「2. 県、町防災行政無線」を準用する。

第3. 消防無線通信施設

詳細については、

地震災害対策編 P.137 第2章 災害応急対策 第2節 情報の収集・伝達
第6 通信・放送手段の確保「3. 消防無線通信施設」を準用する。

第4. 災害時の通信連絡

詳細については、

地震災害対策編 P.134 第2章 災害応急対策 第2節 情報の収集・伝達
第6 通信・放送手段の確保「1. 災害時の通信連絡」を準用する。

第5. 放送要請

詳細については、

地震災害対策編 P.137 第2章 災害応急対策 第2節 情報の収集・伝達
「第7 放送要請」を準用する。

第6. 郵便関係の措置

詳細については、

地震災害対策編 P.137 第2章 災害応急対策 第2節 情報の収集・伝達
「第8 郵便関係の措置」を準用する。

第7節 災害広報活動

主管部署 総務部

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 緊急広報の実施	○		
● 一般情報の総合的な広報活動の実施	○		
● 各部との情報の共有化	○		
● 報道機関への情報の発表	○		
● 防災関係機関の広報活動	○		

詳細については、
地震災害対策編 P.139 第2章 災害応急対策 「第3節 災害広報活動」を準用する。

第8節 災害救助法の適用

主管部署 財務部、総務部

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害救助法の適用基準	○		
● 災害救助法適用時の救助の種類、程度、期間等	○		

詳細については、
地震災害対策編 P.143 第2章 災害応急対策 「第4節 災害救助法の適用」を準用する。

第9節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

主管部署

救助部、水道部

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 食料の供給	○			
● 炊き出しの実施	○	○		
● 応急給水の実施	○			
● 生活必需品等の供給	○			
● 支援物資の受入れ、配分	○			

詳細については、

地震災害対策編 P. 203 第2章 災害応急対策

「第15節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」を準用する。

第10節 相談活動

主管部署

総務部、救助部、税務部、財務部

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 相談窓口の設置	○			
● 相談窓口設置の周知	○			
● 関係機関との連携	○			

詳細については、

地震災害対策編 P. 214 第2章 災害応急対策 「第16節 相談活動」を準用する。

第11節 相互応援活動

主管部署 総務部

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 他の市町村長に対する応援の要請	○		
● 県への情報伝達	○		
● 応援体制の確保	○		
● 消防機関の相互応援活動	○		
● 緊急消防援助隊の応援活動	○		
● 地域内の防災指定機関の応援協力	○		

詳細については、
地震災害対策編 P.178 第2章 災害応急対策
「第11節 相互応援活動」を準用する。

第12節 海外からの支援の受入れ

主管部署 総務部

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 海外からの救援活動の受入れ	○		

詳細については、
地震災害対策編 P.183 第2章 災害応急対策
「第12節 海外からの支援の受入れ」を準用する。

第13節 自衛隊の災害派遣

主管部署	総務部、財務部
------	---------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害派遣の基準及び要請の手続き	○		
● 県、町と自衛隊との連絡調整	○		
● 派遣部隊の受入れ体制の整備	○		
● 派遣部隊の撤収	○		
● 経費の負担	○		

詳細については、
地震災害対策編 P.172 第2章 災害応急対策
「第10節 自衛隊の災害派遣」を準用する。

第14節 救急・救助活動

主管部署	救助部
関係部署	塩釜地区消防事務組合、消防団

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 救出救護体制の整備	○		
● 救出活動の実施	○		
● 救出資機材の調達	○		
● 警察の活動	○		
● 消防機関の活動	○		
● 住民及び自主防災組織等の活動	○	○	
● 惨事ストレス対策	○		

詳細については、
地震災害対策編 P.147 第2章 災害応急対策 「第5節 救急・救助活動」を準用する。

第15節 医療救護活動

主管部署	救助部
関係部署	塩釜医師会

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 医療救護班の編成	○		
● 救護所の設置	○		
● 応援要請	○		
● 医療救護活動の実施	○		
● 他機関等との連携	○		
● 情報の収集及び提供	○		
● 医薬品、医療資機材の調達	○		

詳細については、
地震災害対策編 P. 150 第2章 災害応急対策 「第6節 医療救護活動」を準用する。

第16節 交通・輸送活動

主管部署	総務部
関係部署	自衛隊、塩釜警察署

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 緊急輸送活動の実施	○		
● 緊急輸送道路の指定	○		
● 輸送拠点の整備	○		
● 陸上交通の確保	○		
● 海上交通の確保	○		

詳細については、
地震災害対策編 P. 160 第2章 災害応急対策 「第8節 交通・輸送活動」を準用する。

第17節 ヘリコプターの活動

主管部署

総務部

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 県防災ヘリコプターの応援要請	○			
● 仙台市消防ヘリコプターの応援要請	○			
● 緊急消防援助隊ヘリコプターの応援要請	○			

詳細については、
地震災害対策編 P. 170 第2章 災害応急対策
「第9節 ヘリコプターの活動」を準用する。

第18節 公共土木施設等の応急復旧

主管部署

建設部、産業部、救助部

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 公共土木施設等の緊急点検・応急措置	○			
● 被災建築物に関する応急危険度判定の実施	○			

詳細については、
地震災害対策編 P. 251 第2章 災害応急対策
「第26節 公共土木施設等の応急対策」を準用する。

第19節 応急仮設住宅等の確保

主管部署 建設部、救助部

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 応急仮設住宅の建設	○		
● 応急仮設住宅の供与	○		
● 公営住宅の活用等	○		
● 住宅の応急修理	○		
● 建設資材及び建築技術者の確保	○		○

詳細については、
地震災害対策編 P.198 第2章 災害応急対策
「第14節 応急仮設住宅等の確保」を準用する。

第20節 ボランティア活動

主管部署 救助部
関係部署 町社会福祉協議会

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害ボランティアセンターの設置	○		
● ボランティア活動の円滑化	○		
● NPO／NGOとの連携	○		

詳細については、
地震災害対策編 P.216 第2章 災害応急対策
「第17節 ボランティア活動」を準用する。

第21節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

主管部署	総務部、救助部
関係部署	消防団、町社会福祉協議会、社会福祉施設

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 要配慮者の安全確保	○	○	○
● 要配慮者の援護体制の確立と実施	○	○	○
● 外国人支援対策	○		
● 来訪者への対策	○		
● 事前申込手続き要配慮者への対応	○	○	

詳細については、
地震災害対策編 P. 219 第2章 災害応急対策
「第18節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動」を準用する。

第22節 愛玩動物の収容対策

主管部署	救助部
------	-----

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 被災地域における動物の保護	○		
● 避難所における動物の適正な飼育	○	○	

詳細については、
地震災害対策編 P. 223 第2章 災害応急対策
「第19節 愛玩動物の収容対策」を準用する。

第23節 防疫・保健衛生活動

主管部署 総務部、救助部

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害防疫活動の実施	○		
● 保健衛生活動の実施	○		
● 食品衛生対策	○		

詳細については、
地震災害対策編 P.225 第2章 災害応急対策
「第20節 防疫・保健衛生活動」を準用する。

第24節 遺体等の搜索・処理・埋葬

主管部署 総務部、救助部

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 安否確認	○		
● 遺体等の搜索	○		
● 遺体の処理・収容	○		
● 遺体の火葬・埋葬	○		

詳細については、
地震災害対策編 P.229 第2章 災害応急対策
「第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬」を準用する。

第25節 社会秩序の維持活動

主管部署	総務部、産業部
関係部署	塩釜警察署、宮城海上保安部

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 生活必需品の流通調査	○		○
● 警察の活動	○		

詳細については、
地震災害対策編 P.233 第2章 災害応急対策
「第22節 社会秩序の維持活動」を準用する。

第26節 廃棄物処理活動及び障害物の除去

主管部署	総務部
関係部署	宮城東部衛生処理組合、塩釜地区環境組合

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 廃棄物の処理	○		
● 障害物の除去	○		○

詳細については、
地震災害対策編 P.235 第2章 災害応急対策 「第23節 廃棄物処理活動及び障害物の除去」を準用する。

第27節 教育活動

主管部署	教育部
関係部署	小中学校

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 学校教育施設の応急復旧対策	○	○	
● 社会教育施設の応急復旧対策	○		
● 文化財の応急措置	○		

詳細については、
地震災害対策編 P. 240 第2章 災害応急対策 「第24節 教育活動」を準用する。

第28節 ライフライン施設等の応急復旧

主管部署	水道部、総務部
関係部署	東日本電信電話(株)宮城支店、東北電力(株)塩釜営業所、 宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、塩釜ガス(株)

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 水道施設の応急復旧対策	○		
● 下水道施設の応急復旧対策	○		
● 電力施設の応急復旧対策	○	○	○
● ガス施設の応急復旧対策	○		○
● 電信・電話施設の応急復旧対策	○	○	○

詳細については、
地震災害対策編 P. 255 第2章 災害応急対策
「第27節 ライフライン施設等の応急復旧」を準用する。

第29節 防災資機材及び労働力の確保

主管部署	総務部
------	-----

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 防災資機材等の調達	○	○	
● 労働者の確保	○	○	

詳細については、
地震災害対策編 P. 247 第2章 災害応急対策
「第25節 防災資機材及び労働力の確保」を準用する。

第30節 農林水産業の応急対策

主管部署	産業部
------	-----

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 農業用施設の応急対策	○		
● ため池、堤等施設の応急対策	○		
● 漁港施設の応急対策	○		
● 農作物に関する応急対策	○		○
● 水産物に関する応急対策	○		○

詳細については、
地震災害対策編 P. 266 第2章 災害応急対策
「第29節 農林水産業の応急対策」を準用する。

第31節 応急公用負担等の実施

主管部署	総務部
------	-----

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 応急公用負担等の実施	○		

詳細については、
地震災害対策編 P. 269 第2章 災害応急対策
「第30節 応急公用負担等の実施」を準用する。

第32節 災害種別毎応急対策

主管部署	総務部、建設部
関係部署	塩釜地区消防事務組合、消防団

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 火災応急対策	○		
● 危険物等災害応急対策	○		○
● 海上災害応急対策	○		
● 航空災害応急対策	○		
● 道路災害応急対策	○		
● 龍巻等突風災害応急対策	○		

第1. 目的

災害発生時には、消防機関は県、町、住民、自主防災組織、事業所等の協力を得ながら、消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限にとめるため、全機能を挙げて二次災害の拡大防止措置等を行う。

第2. 火災応急対策

1. 組織及び事務機構

(1) 平常時の組織及び事務機構

① 消防団

The organizational chart shows the following structure:

- 町長** (Town Head)
- 団本部** (Headquarters)
 - 団長** (Captain)
 - 副団長** (Deputy Captain)
 - 女性団員** (Female Member)

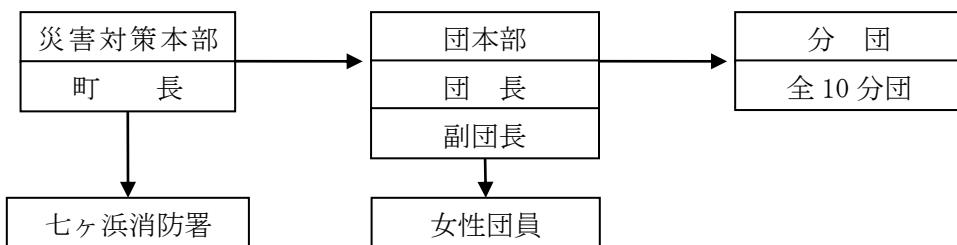
Table: 業務内容 (Duties)

名称	管轄区域	業務内容
第1分団	松ヶ浜	1 消防用機械器具の定期点検手入れ
第2分団	菖蒲田浜	2 分団管轄区域内の地水利調査
第3分団	花渕浜・笹山	3 火災予防に関すること
第4分団	代ヶ崎浜	4 火災、水防活動
第5分団	東宮浜	5 その他必要な消防活動に関すること
第6分団	湊浜	
第7分団	要害、御林	
第8分団	吉田浜	
第9分団	遠山、境山	
第10分団	亦楽、汐見台、 汐見台南	

② 塩釜地区消防事務組合消防本部

(2) 非常災害時の組織及び事務機構

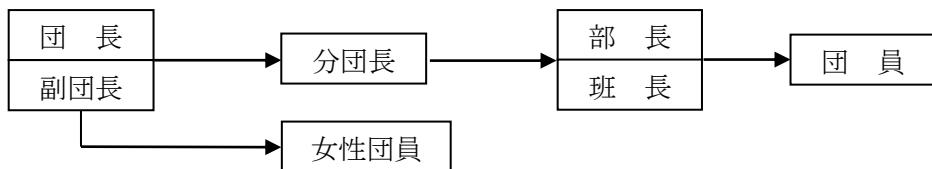
③ 消防団



④ 業務内容

団長	① 団活動の方針決定、分団活動の指揮統制、本部、署隊との連携
各分団長	① 管轄区域又は隣接区域における災害防ぎよ活動 ② 消火、警戒、避難誘導、救出、広報等の実施 ③ その他災害防ぎよに必要な活動

(3) 通常災害時における消防団指揮系統



2. 消防団員の招集

(1) 火災警報発令時

火災警報が発令された場合、火災が発生すると延焼拡大のおそれが充分予想されるので、出動の迅速を期するため、各分団長は、所属分団のポンプ自動車置き場詰め所に待機するものとする。

(2) 通常火災

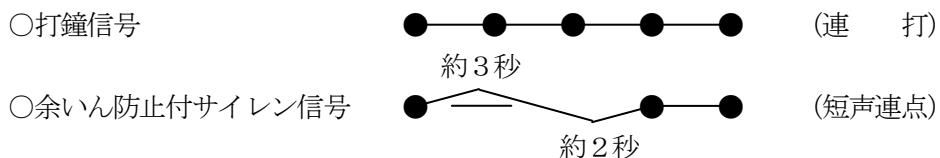
分団長は、役場等より、分団管轄内の火災通報を受信したときは、電話又はサイレン等により所属分団員に周知を図り、所属分団のポンプ自動車置場詰め所に参集させる。また、他分団は、火災状況により団長の指示によって参集する。

(3) 非常災害時

非常災害時には全消防団員を招集するため、次の方法により順次災害現場に招集するものとする。

- ・電話
- ・サイレン
- ・警鐘

この場合は、消防法施行規則（昭和36年4月、自治省令第6号）の別表第1の3で定める次の非常招集信号によるものとする。



3. 消火活動の基本

火災による被害を防止または軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により住民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

（1）消火活動の基本

消火活動にあたっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎよ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは、次の原則に基づき選択防ぎよにより行うものとする。

①重要防ぎよ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要、かつ、危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

②消火有効地域優先の原則

警防区域設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、火災有効地域を優先して消火活動を行う。

③市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱を行う施設及び工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動にあたるものとする。ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

④重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎよ上必要な消火活動を優先する。

⑤火災現場活動の原則

出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。

火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

4. 消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、「(塩釜地区消防事務組合消防本部)消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

(1) 初期における情報収集体制

火災発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要であることから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

(2) 火災の初期消火と延焼防止

火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

(3) 道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋りょうの損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

(4) 消防水利の確保

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸・海水等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

5. 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、町で定めている消防計画、行動計画等に基づき、消防長及び消防署長の指揮下に入り、消防隊又は住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。

(1) 出火警戒活動

火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。

(2) 消火活動

災害により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。

(3) 災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

(4) 避難誘導

避難の指示・勧告が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

6. 事業所の活動

(1) 火災が発生した場合の措置

自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

7. 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行うものとする。

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

8. 住民の活動

(1) 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂のくみ置きの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

(3) 通電火災の防止

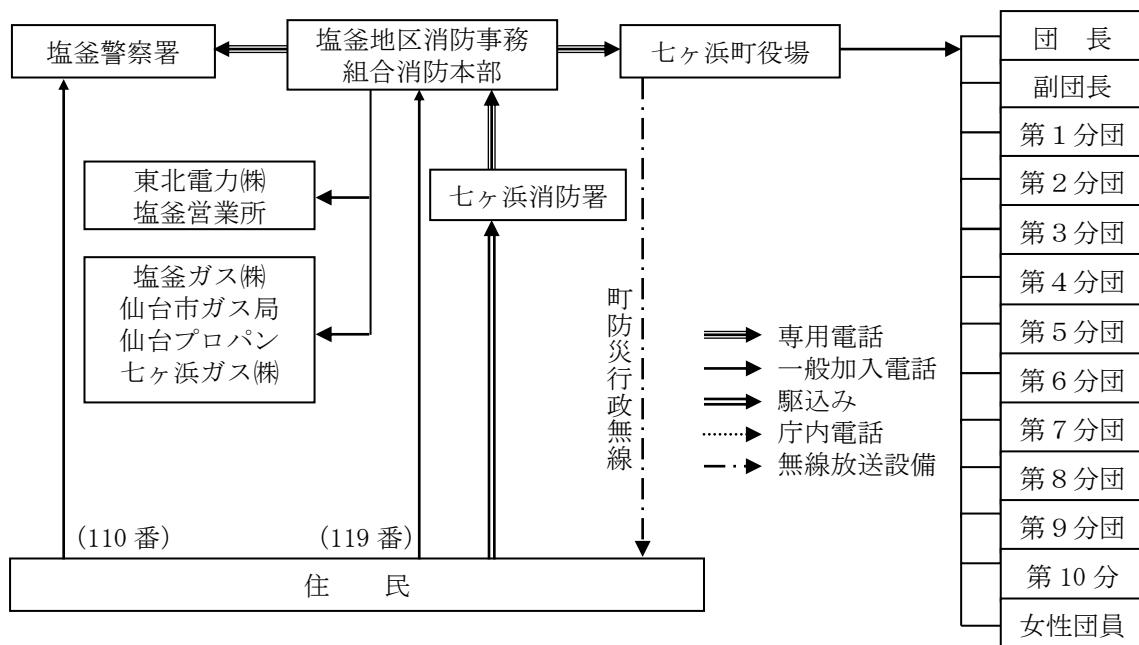
被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

9. 町の措置

地域防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。

10. 通信

火災通報通信系統は次のとおりである。



第3. 危険物等災害応急対策

1. 目的

災害により危険物施設等が被害を受け、危険物の流失、その他の事故が発生した場合は、県、町及び消防機関は施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、町は、施設責任者、防災関係機関と相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施するものとする。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づく宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより応急対策を講じる。

2. 住民への広報

県、町及び危険物施設等の管理者は、災害の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報及び避難の必要性の有無等を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。

3. 危険物施設

(1) 陸上における消防機関の応急対策

石油等危険物取扱施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- 危険物の流出または爆発等のおそれのある作業及び移送の停止
- 施設の応急点検と出火等の防止措置
- 混触発火等による火災の防止措置
- 初期消火活動
- タンク破損等に係わる流出等による広域拡散の防止措置と応急対策
- 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置
- 防災関係機関との連携活動

(2) 海上における応急対策

危険物の保安については、次に掲げる措置を講じる。

- 危険物積載船舶について、必要に応じて移動を命じ、又は航行制限若しくは禁止を行う。
- 危険物荷役中の船舶について、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- 危険物施設について、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(3) 災害発生事業所等における応急対策

大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに県、宮城海上保安部、所轄消防署、関係市町及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を行う。また、必要に応じ、付近住民に避難するよう警告する。

自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。

①大量油の排出があつた場合	<ul style="list-style-type: none">● オイルフェンスの展張、その他排出された油の拡がりを防止するための措置をとる。● 損傷箇所の修理、その他引き続き油が排出されないよう防止するための措置をとる。● 損壊タンク内の残油を他の損壊していないタンクへ移送を行う。● 排出された油の回収を行う。● 油処理剤の散布により、排出油の処理を行う。なお、油処理剤の使用については十分留意すること。
②危険物の排出があつた場合	<ul style="list-style-type: none">● 損傷箇所の修理を行う。● 損傷タンク内の危険物を他の損壊していないタンクへ移送する。● 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。● 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。● 船舶にあっては、洩航索の垂下を行う。● 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。● 消火準備を行う。
③宮城海上保安部、消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動及び排出油防除活動を実施する。	

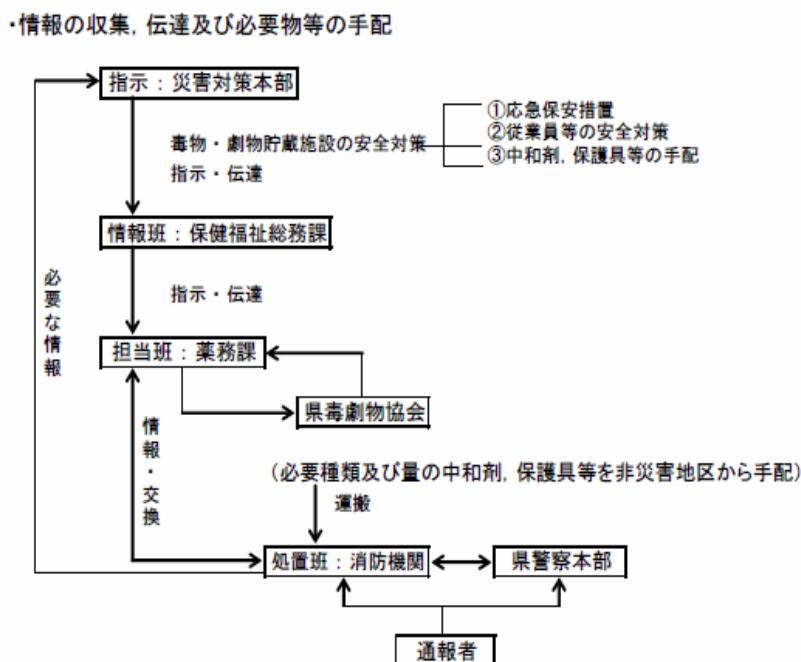
4. 高圧ガス取扱事業所

- ①高圧ガス製造・販売・貯蔵等の事業者は、災害発生後、速やかに、緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。
- ②県は、災害の規模・態様、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、宮城県地域防災協議会防災指定事業所並びに宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連絡を取りながら、迅速かつ適切な措置が取られるよう調整、指導、助言する。
- ③県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造、販売・貯蔵等の事業者及びその他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。
- ④関東東北産業保安監督部東北支部は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のための必要があると認めるときは、高圧ガスの製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置を取る

【《危険物貯蔵取扱い施設一覧表》に関しては、資料編 資料5-2を参照】

5. 毒物・劇物貯蔵施設

- ①県は、毒劇物協会に対し安全対策を指示伝達する。
 - ②県は、毒物・劇物貯蔵施設から毒劇物が漏洩した場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、保護具等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。
 - ③県は、毒物等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する販売業者、製造業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。
 - ④毒劇物協会は、被災地の会員に連絡の上必要物を手配し、被災地に運搬する。なお、毒物・劇物貯蔵施設に係る情報の収集、伝達及び必要物等の手配に関するフローは、次図のとおりである。



- ⑤災害による有害大気汚染物質（重金属類）やアスベスト等の粉じんなど（毒物劇物）の散乱・流出について、その状況を早期に把握し、防じんマスクの配布や二次災害についての注意喚起を行う。

【《毒物・劇物関連取扱施設一覧表》に関しては、資料編 資料5-3を参照】

第4. 海上災害応急対策

1. 目的

海上災害が発生した場合、県及び関係機関は航行船舶及び沿岸住民の安全を確保するため、人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止及び防除等に関し、関係機関がとるべき応急対策を実施する。

2. 町の措置

被害及びおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認める時は、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ場合によつては、一般住民の立入制限退去等を命ずる。

流出油等の被害が沿岸に及ぶおそれがある場合は、必要に応じ巡回警戒を行うとともに、防除作業については、関係機関に協力する。

3. 宮城海上保安部の海上災害応急対策

(1) 情報の収集及び情報連絡

被害状況及び被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、次に掲げる事項に関し情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換を行う。

①海上及び沿岸部における被害状況等

- 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- 水路、航路標識の異常の有無
- 港湾等における被害状況

②陸上における被害状況

③関係機関等の対応状況

④その他発災後の応急対策の実施上必要な事項

(2) 海難救助等

- 船舶の海難、海上における人身事故が発生したときは、速やかに巡回船艇、航空機等によりその捜索救助を行う。
- 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡回船艇等により消火活動を行うとともに航空機により状況調査を実施し、必要に応じて関係機関等に協力を要請する。

(3) 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。

特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け、有効に活用する。

(4) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずる。

- 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、船艇及び航空機により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。
- 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。
- 防除措置を講ずべき者及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。
- 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災発生の防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
- 危険物の防除作業にあたっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

(5) 海上交通安全の確保

海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講すべきことを命じ、又は勧告する。
- 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- 水路の水深に異状が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(6) 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずる。

- 危険物搭載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(7) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災対法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

(8) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずる。

- 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

4. 消防機関の措置

消防機関が所有する資機材を活用し、宮城海上保安部が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送を行う。

海上火災が発生した場合には、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に緊密な連絡のもとに円滑な消防活動を実施する。

第5. 航空災害応急対策

1. 目的

航空機事故等による災害から乗客及び地域住民等を守るため、防災関係機関との緊密な協力のもとで応急対策を実施し、被害の拡大を防ぎよ又は被害の軽減を図る。

2. 町の措置

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。

事故発生時に火災が発生したときは若しくは救助を要するときは、「仙台空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定書」に基づき、消防救難活動を実施する。

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。

また、必要に応じ、救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。

応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

災害の規模が大きく、町で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第6. 道路災害応急対策

1. 目的

道路災害による負傷者等の発生や道路機能の支障発生に対しては、道路管理者及び防災関係機関は密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講ずる。

2. 被災状況等の把握

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講ずるものとする。

また、維持管理委託業者等を指揮して被害情報の収集に努める。

3. 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

4. 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、輸送車両、緊急通行車両の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

5. 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、要所の応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

第7. 竜巻等突風災害応急対策

1. 目的

竜巻等突風災害に対しては、気象情報の発表にあわせて速やかな応急対策を講ずる。

2. 竜巻注意情報を受けた場合の対応

竜巻等突風の発生確率が高まると、仙台管区気象台より竜巻注意情報が発表される。本町は当該発表を受けた場合は、警戒配備体制をとり情報収集等にあたる。

3. 竜巻等突風災害発生後の対応

竜巻等突風の発生を確認した場合には、速やかに応急対策を実施する。

第3章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

主管部署

全課

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害復旧・復興の基本方向の決定	○			
● 事業計画の策定、実施	○			
● 復興計画の策定、実施	○			

詳細については、

地震災害対策編 P. 276 第3章 災害復旧・復興対策
「第1節 災害復旧・復興計画」を準用する。

第2節 生活再建支援

主管部署

総務課、財政課、税務課、町民課、地域福祉課、産業課、教育総務課

詳細については、

地震災害対策編 P. 280 第3章 災害復旧・復興対策
「第2節 生活再建支援」を準用する。

第3節 住宅復旧支援

主管部署 建設課

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 一般住宅復興資金の確保	○		
● 住宅の建設等	○		

詳細については、
地震災害対策編 P. 289 第3章 災害復旧・復興対策
「第3節 住宅復旧支援」を準用する。

第4節 産業復興の支援

主管部署 産業課

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 中小企業金融対策	○		○
● 農林漁業金融対策	○		○

詳細については、
地震災害対策編 P. 292 第3章 災害復旧・復興対策
「第4節 産業復興の支援」を準用する。

第5節 都市基盤の復興対策

主管部署 関係課

詳細については、
地震災害対策編 P. 294 第3章 災害復旧・復興対策
「第5節 都市基盤の復興対策」を準用する。

第6節 義援金の受入れ、配分

主管部署

総務課、財政課、町民課、地域福祉課、会計課

詳細については、

地震災害対策編 P. 296 第3章 災害復旧・復興対策
「第6節 義援金の受入れ、配分」を準用する。

第7節 激甚災害の指定

主管部署

総務課、政策課、財政課

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 激甚災害の調査	<input type="radio"/>			
● 激甚災害指定の手続き	<input type="radio"/>			

詳細については、

地震災害対策編 P. 298 第3章 災害復旧・復興対策 第7節 激甚災害の指定
「第5 激甚災害指定基準」を準用する。